

昭和四十二年五月三十日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 小宮山重四郎君

理事 笹山茂太郎君

理事 永田 亮一君

理事 村上信二郎君

理事 山下 元利君

理事 渡辺美智雄君

理事 只松 祐治君

理事 広沢 賢一君

理事 堀 昌雄君

理事 山田 耻目君

理事 永末 英一君

理事 広沢 直樹君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

出席政府委員

總理府人事局長 増子 正宏君

大蔵政務次官 小沢 辰男君

大蔵大臣官房日
本専売公社監理
官 海堀 洋平君

大蔵省主計局次
長 武藤謙二郎君

大蔵省主税局長 塩崎 潤君

大蔵省銀行局長 登田 智君

国税庁長官 泉 美之松君

委員外の出席者

大蔵省主計局給
与課長 津吉 伊定君

郵政省郵務局業
務課長 浅尾 宏君

日本専売公社販
売部長 斎藤 欣一君

専 門 員 坂井 光三君

五月二十六日

委員砂田重民君辞任につき、その補欠として黒
金泰美君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員黒金泰美君辞任につき、その補欠として砂
田重民君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出第九一号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づ
き、税務署の設置に関し承認を求めるの件(内
閣提出、承認第二号)

登録免許税法案(内閣提出第七四号)

登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に
関する法律案(内閣提出第九二号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正
する法律案及び地方自治法第五十六條第六項の
規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求める
の件を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

堀昌雄君。
○堀委員 今回も税務署統合の問題が出されてお
るわけですが、これに先立って、実は夕張

税務署以下六つの税務署が今度廃止されることに
なります。

そこで、ちょっとお伺いしておきたいのは、
これらの税務署で、おの全部あげていただき
たいわけですが、過去一年間に更正決定その他を
行なうて税務署に出頭を求めた人数は一体幾ら
で、月別には一体どのくらいの人員の出頭を求め
たのか、ひとつお答えをいただきたい。

○泉政府委員 ただいまお話の、税務署が更正決
定をしたことによつて税務署へおいで願つた納税
者の数でございますが、ただいまのところ的確な
その数字は持ち合わせておりません。後ほど調べ
てお知らせいたしますが、ただ、納税者の数を申
し上げますとおおよそ見当がつくだろうと存じま
すので、それから申し上げてみたいと思ひます。

まず、夕張の税務署でございますが、四十年
度の申告所得税の納税人員は七百七十七人でござ
います。その次に、仙合の赤湯税務署は千三百五十
一人、名古屋の熊野税務署は千五百十五人、高松の
卯之町税務署は五百八十四人、大阪の香住税務署
は九百九十五人、熊本の玖珠税務署は七百四十人、
こうなっております。

そのほか、法人数を申し上げますと、夕張の税
務署が二百十三、赤湯の税務署が百八十三、熊野
の税務署が百九十二、卯之町の税務署が百五十
九、香住の税務署が二百二十五、玖珠の税務署が
百六十二、こうなっております。

したがいまして、これらのうち、更正決定をい
たしました件数は、法人につきましては、一般の
例からいまして約三割五分程度になります
が、いま申し上げました法人数の三割五分程度、
それから申告納税の場合でございますと約一〇%
程度、一割に満たない数字であります。大体その
辺の数字で御理解いただきたいと思ひます。

○堀委員 現在のこれらの税務署は徴税コストも
かなり高いわけですし、私も、これらの税務署を
近くに統合して合理化をはかると同時に、その人
員を都会地に集めて処置することの基本的な考え
方には、必ずしも反対ではありません。ただ、結
局これらの地域は、すでに各局管内においては最
もへんびな地域でありますから、そういうきわめ
て交通その他の条件に恵まれていない地域の人の
対して更正決定その他を行なうて、現在の税務署
に出でくるのでもかなりな距離がある人たちが、
たとえば、私地理的によその部分はわかりませ
んから大阪国税局管内の香住税務署を例にとつて
みますならば、この香住税務署に出でくるのでも、
実は現在かなり広い範囲から出てくるわけであ
りますが、これが今度は豊岡の税務署に出でい
ければならぬということになってくると、納税者
にたいへんな負担をかけることになるわけでは
ないかと私は、いま更正決定その他によつて税務
署側の理由によつて税務署に来てくだされと言
つて——こちらから行くぶんには幾ら行つても別
であります、来てくれと言ふ場合には相当な負担
がかかることになってくるので、これらの六税務署
の廃止については、少なくともこれまでの各税務
署における呼び出しをした月別の人数等を調査し
て、その人たを少なくとも税務署の構成その他
の都合によつて呼び出さなくても処置ができるよ
うな措置、ということには、要するに、一年じゅう
人間を配置しておく必要もないのでしようが、更
正決定をする時期を一月から一月の間にとめて
るならまゝとて、その時期には法人税係あるいは
所得税係、直税係がやはりこれまでの税務署に出
張つて、そこでいろいろな申告指導なりその他を
行なうということ、少なくとも納税者にこれま
で以上の不便をかけないということでない、わ
れわれとしては、やはり税務署の都合だけでこの

問題を処理しようということについては、これは住民の側の立場からして承でないということなんでありまして。ですから、年じゅう人間を張りつけておけることを私は言うわけではありませぬけれども、要するに、必要に応じてそういうことができるように、同時にまた、現在の税務署の仕組みとしては、あるいは納税の指導とか、いろいろな問題もあるだろうと思ふのです。ですから、特に確定申告時期には当然出張して処置がされるものだと思いますけれども、確定申告時以外でも、月のうち最初の五日間なら五日間に、直接そういうものに関係のある人間がそこにいるというように通知をして、豊岡税務署から人を派遣して処置をするなり、少なくとも、住民側がこの税務署の廃止によって負担を新たにかけられることのない措置をこの際は十分考へていただくのではないかと、われわれとしては、簡単に税務署の廃止ということについて賛成いたしかねるのですが、その点について、ひとつ国税庁長官の御意見を承りたい。

○泉政府委員 お話のように、税務署を廃止統合いたします場合におきまして私どもが一番問題といたしておりますのは、納税者の方に御不便をおかけしないようにということでございます。したがって、廃止統合予定書を予定するにあたりまして、単に税額が少なくなつた、あるいは徴税コストが非常に大きい、定員が少なくなつたという事柄だけでなしに、統合された後、納税者の方が従来に比べて交通の便利その他からの程度困るようになるか、それがあまりお困りにならないような程度のことを目途といたしまして統合予定書をつくつておるような次第でございます。

しかし、それにいたしまして、いまお話のように、隣の税務署に統合されるということになりますと、納税者のほうから出かける場合もありましようが、税務署のほうからお越し願うということになりますと、いろいろ御不便をおかけすることになります。したがって、所得税の申告納税時期の場合におきましては、これはもう当然で

ございますが、税務署のほうから統合された税務署の町村役場等に出向きまして、納税者の方に御不便をおかけないようにすることを考えております。そのほか、いまお話しのように、地元の町村とよく連絡をとりまして、いろいろの方法によって納税者の方に御不便をおかけしないような方途を講じたい、このように思つております。

○堀委員 施設そのものも、税務署の職員がいな施設をそのまま持つておることも適当でないでしようから、いまのあなたのお話のように、町の役場のどこかを借りるなり、これは年じゅういなければならぬという問題ではないと思ひますから。しかし、そうだからといって、二カ月も三カ月もだれも行かないというのでも困るが、当分の間、これまでではちよつと税務署に相談に行けば話がわかつたことがわからぬ、こういうことになるわけですから、そこは十分町の当局者と相談をしてもらつて、どういう時期にどういうスタッフが何日くらい、まあ月の初めの五日間なら五日間というふうに限つてやつてみて、必要がなくなればだんだんとそれはその段階に応じた処置がとられればいいんで、そこはひとつ町村の関係者と十分相談をして、町の関係者の納得のいく範囲の措置をひとつ責任を持って講じてもらいたい。

私どもの香住の税務署についても、やはり管下の五つの町長その他が陳情に参りまして、たいへん不便になるから置いてもらいたいという話であつたけれども、私は、税の全体の仕組みから見て、置くことが必ずしも適当でないと思ふから、それはひとつ廃止の方向に賛成をしてもいい、しかし、皆さんの町民に御迷惑をかけないような措置は十分委員会において確認をするようにしたい、こういうふうに出てあるわけですから、その点はひとつ地元のおうい各町の関係者と——これはたまたま私は自分の近くにある香住を例にとつておられますけれども、六つの税務署もいずれも同様でありますから、そういうことで、その関係町村の関係者と十分話し合つて、その人たちの理解のいく措置を責任を持ってひとつ講じ

てもらいたいということを強く要望しておきます。これについて小沢政務次官から重ねてひとつ……。

○小沢政府委員 私、先生のおっしゃることは、もうそのとおりだと思ひますし、また政治家として考えますと、筋を通してそういう御指導を願つたことに心から感謝を申し上げます。

事後の処置といたしましては、当然先生のおっしゃる通りに、十分私ども住民に不便のかからないような措置を関係町村並びに納税者の方々と相談をしまして善処するように指導をいたしてまいります。

○堀委員 その次に、昨年ですか一昨年ですか、世田谷税務署を調査に参りましたときに感じたこととありますけれども、国税庁の定員と、それから税務大学——税務研修所だったか、要するに、教育機関に入つておる者との関係が、定員の中へ入つておるけれども実際に使えないというのだったかな、何か、確定申告時期にせつかく使えそう人間があるにもかかわらず、実はそれが第一線で働けないという状況を現地で聞いた記憶があるのですが、現在、教育をして税務官吏として第一線に配置される者と定員の関係というものは、どういふことになつておるのか、ひとつ伺つておきたい。

○泉政府委員 御承知のとおり、国税庁の定員は五万一千五百五十一人に相なつております。その中には税務大学の普通科に入つておる職員、つまり高等学校を卒業しましてから一年間税務大学の普通科で教育いたしまして、その教育が終わつた後に税務署に配置するわけでございますが、その人員を含んでおります。これは国税局の定員になつております。今年でございますと、約千四百人を採用いたしておりますが、これの人員が定員の中へ入つておるわけでございます。

お話のように、所得税の申告期限が二月十六日から三月十五日までとなつておりますが、実はこれらの職員は一年間教育いたしますので、四月一日に税務大学に入りまして、三月の終わり、大体

三月の二十日前後に卒業することになつております。そのために申告時期にこれらの者を使うことができないという事情にあります。

○堀委員 実は、税務大学というのは国税庁がやつておることではしよから、皆さんの実務上の運営の面からも少し考へていただいたらどうかと思ひますけれども、四月一日から入れるのはいいとして、ともかく二月十六日から三月十五日に至るネコの手も借りたときに、千四百人の人間が教育中だということである中に——定員ではあるけれども外になつておるかということになつておるといふ点は、これはどうなんですか。少し教育方法を考へて、ともかく一月三十一日くらいに一応卒業させて、そしてインターンのようなやつに各国税局に配置をして、その中で実務の下働きをやるなら、実務を覚えることも今後の税の行政上にとつて決してマイナスではないのではないかと。そして、もし必要があれば、あくる年の主たる申告の終わった時期に再度集めて、それらの実際のインターンをやつた問題を、十分そこでもとにしながらもう一ぺん再教育を二カ月なり三カ月やつて、再講習なるものをやるとしたところで、これはむだがないのではないかと。同時に、それは税務職員にとつても必要なことであらうし、税務署側にとつても、ネコの手も借りた時期であるから、少なくとも四月から一月まで約九カ月教育がされておる者なら、しろうとのアルバイトを雇うに比べてはるかに役に立つのではないかと、私はこう考へますけれども、その税務大学普通科の教育課程のあり方について再検討してみるのはありませんか。

○泉政府委員 堀先生のおっしゃること、私もよく御意向はわかるのでございます。ただ、税務大学で教えておられます教科目というのは、だんだん世の中が複雑になつてまいりますにつれて教育しなければならぬことがふえてまいつております。以前は、必ずしも一年間税務大学といひますか、当時は税務講習所でございますが、税務講習所に置いていくことも済むということで、申告

時期にそれらの職員を手伝わせるという措置を講じたことあるのをごさいます。最近は大んだん教科目の内容がふえてまいりまして、一年で教育するのがぎりぎりだといったようなありさまになっておりまして、そのために申告時期にこうした職員を活用することができないのが現状になっております。もちろん、千四百人という職員が手伝ってくれるということは、非常な忙しいときでありますし、役に立つことは確かでございます。

ただ、これらの職員をそれじゃどういふ仕事に使うかということになりますと、申告時期におきまして納税者の方が来られて、それについて相談に應ずるといふ仕事は、やはり調査をした経験のある者でないと、納税者の方に、お話を聞きながら同時に自分のほうのお話もするということはなかなかできないのでありまして、どうしても入場者というか、税務署へ来られる方の整理とか、番号札をお渡しするとか、呼び出しをするとか、こういったような仕事ぐらしかありません。中にはできにくい。そういったことにつきましては、会場に案内するとか、呼び出しするのは、むしろ女子職員のほうが、お互いにうまく、スムーズにいくといったような関係もありまして、現在のことろ先ほど申し上げたようなことにいたしておるわけであります。

しかし、だんだんと納税者の数に對しまして税務職員が足りない実情からいたしまして、先生のおっしゃる御趣旨もよくわかります。われわれもいたしまして、どういふふうに現在のそういった問題を解決するか、なお一そう検討してみたい、このように考えております。

○堀委員 まあ、長官ですから、あなたも申告の実務はごらんになっておることだと思ふのですが、われわれもたびたび申告時期に税務署へ行つて感じるわけですね、納税相談をして、大体額がいろいろきまってくる、それを今度は申告を受けておる税務職員が計算をして税額をはじいて、間違つていれば、修正というか、あなた、これはこうじゃないですかというので、彼のほう

の計算が間違つていた場合には計算をし直してあげていくわけですね。こういふのが、二人ずつが組になって、税務大学を出てきた者なら当然税率計算ぐらいできるわけだから、相談そのものはやはりキャリアのある者がしないといふいろいろな中身がわからない、しかし、そこまできたら、これはこうですよということになったら、あとの計算ぐらいをそのいまの新しい人にまかせてやれば合理化が大いに進むのじゃないか。同時に、それを計算しないときは、その人たちが申告者との間の話を聞くことが、税務職員の実地研修としては非常に役に立つ、いろいろな業種の人々が来たときに、なるほどこういふことなんだなということが――

講義では、やはり実習じゃないのですから。皆さんのほうは、実地実習するわけにはいかないわけだ。絶好の実習の場がこの確定申告のときにあるわけですね。私は、あなたのいまの非常に複雑になつたといふことはもちろんわかるけれども、現場のほんとの知識を得るのはやはりそういふときが一番現場の知識の得やすい教育の場なんです。から、片方では計算その他をやらせることによつて手を省き、片方では納税者との相談の中から実際の納税のいろいろな問題点をこれらの新しい職員がくみ取ることができる機会があるのだから、たまたま、皆さんの場合国税局に定員を配置されておるよりだけれども、何も一べん税務大学の者を全部地方へ歸してまた持つてこなくても、大体が東京というところは非常に人間も多いし、税務職員が必ずしも納税者の数に比例して十分にいるわけでもないと思うから、東京局管内なり関係越を含めてこの近郊近在にだけでも千四百名を一応配置をして、そうして、訓練とあわせて税務職員に負担軽減、要するに、納税者の利便をはかるという問題に使用できる道は十分あるのじゃないか。残った課程については、私がいま申したように、何も四月、五月にこれを再教育をしたところから、四月、五月になればあと始末の段階です。から、そんなに急激にたくさん定員が要るわけではないだろうと思うので、その点はあと二、三

カ月もう一べん本来の科目のものをやる、そのときに、実際に自分たちが一カ月なりにわたつて見聞したことは、実際今度また話を聞くのに非常に役に立つ。われわれ医者は、御承知のように、から講義というのと実習と臨床講義と三つあつて、ただ耳で聞くだけではなくて、臨床講義で患者を前に置いて、その患者の実態についての講義があり、同時にわれわれは実習をやつて、患者に接してやるということの中からもわれわれの経験を積んでくるというのが教育の課程でなければ、確定申告の約一カ月というのとは絶好の研修の場ではないのか、こう私は考えますから、この点は、ひとつ国税庁長官、あなたの長官の間にそういう路線を引いて、後世の職員から、泉長官というのには非常にいいことをやつてくれたという名声を勝ち得る道があるのではないかと思ふのですが、どうでしょう。

○田中(昭)委員 関連質問をさせていただきます。ただいま堀委員のお話の中にありました税務職員に定員の中にありながら税務大学に行つていふという問題でございますが、これは短期講習並びに税務大学高等科在學生、このことをおっしゃつたのではなからうかと思ひます。いま長官のおっしゃつた普通科の生徒は当然卒業して入つてくるわけでございますが、高等科の在學生は当然税務署の定員におります。その人が高等科に入學すれば、その分の仕事は当然残つていふ税務署の職員が二重の仕事をやつていふという実情をそのときに言つたのではないかと、そのように思われます。あわせて、高等科在學の税務大学校生徒、並びに短期講習を行なうその短期講習に対する計画並びに実習を行なう時期、そういうものについて長官から御答弁をいただければよくわかるのじゃないか、このように思ひます。

○泉政府委員 堀先生のおっしゃる御趣旨は私もよくわかります。ことに、税務職員といたしましては、単に理論の勉強だけでなしに、実地にいろいろな実務の経験を覚えて、ことに納税者に接する機会があると、これは非常に勉強になることとご

さいます。そういった点につきましては、千四百名と申しましたが、各国税局ごとに税務大学の普通科があるわけでございます。全部の職員が東京に集まつておるわけではございません。東京におきまして教育をいたしております者は約四百名、関信国税局のほうで二百名程度、合せて六百名、そのほかの名古屋、大阪、熊本、仙台、札幌、こういった各国税局所在地の税務大学の地方研修所におきまして教育をいたしております。

そういったことからいたしまして、東京に千四百名全部集めるわけにはもちろんまいらぬわけでありまして、しかし、お話のように、それは職員を教育する場といたしましては絶好の機会でありまして、かつまた、税務当局といたしましてはネコの手も惜りたいときでございますので、そういった点につきましては今後十分検討してまいりたいと思ひます。

それから、田中先生のおっしゃつた税務大学で現在やつておられますのは、先ほど申し上げました普通科の生徒のほかは本科というのがあります。これは税務職員として勤務いたしまして約十年程度たちましたところで専門の高等教育を受けるというところで、これは全国で二百名の者を東京に集めております。これは東京で全部教育をしておるわけでありまして、三月の終わりに、三月二十日前後に講習、教育を終る、こういうことになつております。この職員は税務署の定員から出てきて教育を受けるわけでありまして、その数は少ないのでございます。また、これらの職員はすでに十年以上の経験を持つております。しかし、こういった非常に経験を積んだ職員をたとへ二百人でも、教育課程にあるために非常に忙しいときに使うことができないといふことは問題かと存じます。が、この二百名のうち、所得税の事務を担当いたしておられます者は多くございまして、大体七千人くらいでございます。あとは法人、間税、徴収といったところ、合せて二百名、こういったことになっております。これらの職員はわずかで

もありませんし、教育のほうを充実させるほうが將來のために効果的であらうと思っております。

それから短期講習のほうは、これも税務大学本校並びに地方研修所それぞれにおきまして短期講習を行なっておりますが、これはやはり事務の繁閑を見ながらそれぞれの講習を行なっておりますわけでございます。したがって、申告時期のようなときには短期講習は行なわない、申告事務を担当している職員についてそういうことは行なわないということにいたしておりますので、したがって、税務の忙しさという点から見まして、そしてまた教育の効果という点から見まして問題になりますのは、いまの普通科の生徒だというふうに考えます。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

○堀委員 私は千四百名全部東京に集めて教育しているかと思つたら、局単位で教育しているのですから、かえつてけっこうだと思つてます。各局で特に繁忙な署に対してそれを割り当てることによつて経験と手助けができるということになりますから御検討いただきたいわけです。

それから、いまの本科のほうは二百名で、所得税は七十人とおつしやいましたが、実際に申告時期には所得税だけが申告を受け付けるというのではなくて、法人も間税もみんな窓口に出て所得税を受け付けているのではないですか。この前私が見に行つたときにはどうもそういう感じがいたしました。ところが、その間の現状の申告の受付状況はどうなっておりますか。

○泉政府委員 申告事務の間は全署をあげてそれを円滑に処理するように応援をするという体制をとっております。ただ、実際仕事をやる職員は、これは所得税の職員が中心になりまして、そのほか徴収は、これは当然納税相談がございまして、それから徴収、管理の職員はその納税相談をやる、それから法人税の職員でも、かつて所得税を担当したことがあります者につきましては、所得税の実務がよくわかつておりますので、そういう者はやはり応援をして手助ける、こういう措置をとつ

ておりますが、法人税だけしか経験のないような者は、むしろ法人税の仕事させるといふような措置をとっております。それぞれ各局、各署におきまして非常に忙しいときでありますので、全力をあげて処理するようにいたしておりますが、やはり従来のその職員の経験といったようなことを考へて、その仕事の分担にはやはりある程度差ができるのは当然のことかと思つております。

○堀委員 いまの本科の二百名は、人数は少ないですけれども、十年のキャリアのある職員ですから、これは税務署にしたら――申告納税の最も稠密になるのは大体三月の十五日前一周間くらいだろふと思つてます。それまではばらばら来ますから署の能力で十分足りるだらうと思つてますが、やはり非常に忙しい三月の八日くらいから十五日くらいまでの一週間は、何らかこれは署へ返してやること、現在の徴税の問題からして、納税者のためでもあるし、署における職員の負担軽減の役に立つのではないかと、こう思つてますので、そこらもひとつ配慮願ひたいと思つてます。

これからちょっとお伺ひしたいのは、最近の税務職員の退職の状況です。特に、皆さんのほうで十年たつて、本科へ入れて一年間教育をした税務大学の本科卒業生、これは全体を言つていただきますが、その中で税務大学の卒業生の退職者というのは一体一年にどのくらいあるのか、そこらを含めて、ちょっと退職者の最近の状況を、この二、三年についてお答えをいただきたい。

○泉政府委員 現在この二、三年の税務職員の退職者数は約千名を前後しております。職員総数約五万人に比しますと二%ちょっとといった退職割合になつております。これは一般官庁の退職割合と比べてもそれほど変わりなくて、一般官庁のほうは三%ぐらいの数字でございまして、むしろ少し少な目くらいかと思つてます。

ただ、全体の職員はその程度でございしますが、私も問題だと思つておりますのは、これらの退職者のうち、年齢で見ますと、これは堀委員より御承知だと思つても、一般民間の会社

なんかでございまして、就職して一年目、三年目、五年目といったような、これは非常に研究の余地があるかと思つてますが、そういう時期にわりあい退職が多いのでありまして、民間の退職の実情を調べてみますと、入社後五年以内に退職する者が退職者の約半数を占めておる、こういう事実なことをお聞きいたしておるものであります。税務職員の場合は、就職後五年以内に退職する人員はそれほど多くありませんで、一割ちょっとでありまして問題は、いまお話がございました三十歳から四十五歳までの間、このいわば中堅職員と申しますが、四十五歳になると相当上のほうになつてまいります。この中堅職員の退職者が先ほど申し上げました千名前後の退職者のうちの約半数を占めておるのであります。これがいまお話のとおり問題でございまして、私もいろいろ思つては、せつかく教育も行ないまして、有為の人材として将来期待されるような人がやめていく、そこで、これらの人がやめていかなければならぬ対策を講じていかなければならぬということ、せつかくいろいろ努力いたしておるのであります。しかし、現実には、御承知のとおり、ちょうど税務職員になりまして、直税事務を担当いたしておられますと、十年たちますと税理士試験の税法科目が試験免除になります。したがって、財務諸表と簿記の試験を受ければ税理士になる資格が出てまいります。ことに、本科を卒業するより優秀な職員でございまして、そういう試験を通りやすいものでございまして、税理士になる資格が出てまいります。税理士になる資格が出てまいりますと、税務職員の収入よりは税理士の収入がはるかに多いというよりなことかいたしまして、そちらに転向してまいるということがあるわけでありま

題なのは、東京、大阪、名古屋といった課税対象が近年急激にふえておりますところにおきまして、職員、ことに経験のある職員がそれ多くなつて、そこで、そういう経験のある者がやめていけるということが非常に困つたことになつておるわけでございます。

○堀委員 せつかく税務大学等で教育をした者が、十分なものを身につけたら民間に移つていくというのでは、これはやはり私は国の側としては考えなければならぬ問題だと思つております。同時に、いまのは数で千人ですけれども、しかし質としては、いまあなたのお話のように二%というよりウエートでないと思つてます。そのうちの五百人というのは、ともかく何人かかかってもなかなかできないだけの経験と能力を持った者がどんなやめていく。もちろん、いまの国家公務員の給与体系と民間の体系との間の差があつて、やはりだれしも、非常に拘束のきびしいところで給与の安いところよりも、拘束がゆるやかで給与が多いほうが、資本主義社会なら望ましい、こういうことになるのでしようが、せつかく税務大学で一年も教育をした者がどんなやめていく形でやめていく。まさか、民間のそういう税理士を教育するために税務大学へ入れていくわけじゃないのでしようから、そこらはひとつ、税務大学へ入れて教育をした人たちはあと何年かは税務署で働くとか、何らかの契約という大げさなものはございませんが、何かやはり方途が考えられていいのじゃないか。必ずしもそのことが身分を完全に拘束するということではないでしようけれども、せつかく一年間も税務署の忙しい中を教育をした、そういう方がどんなやめられたものでは本来の意図を果たせないのじゃないかと思つて、それが、大体、いま年間、まあ年によつて上下はするものでしやうけれども、税務大学の卒業生でやめるというのはいくらもありませんか、そういう調査はしたことないですか。

○泉政府委員 税務大学の本科の卒業生でやめる者につきましては、特別の調査をいたしたものは

ございせんけれども、税務大学の本科を出たような人は将来を期待いたしておる者でございすから、やめる事は多くございせん。

ただ、いま問題なのは、これは堀委員もよく御承知だと思ひますが、戦後、地方自治ということ、それまで地方団体に徴収事務を委託いたしておつたのが、地方自治の關係で、国の機關で賦課から徴収まで全部やらなくちゃいけないということになりまして、税務關係の職員の数が非常にふえたわけにございす。そのために、二十二年から二十四、五年までにわたりまして相当多数の職員を採用いたしております。これらの職員がだんだん係長というポストに近づいてまいつたわけにございす。ところが、これらの職員は非常に多いのであります。四、五年でいまの五万の税務職員の約半数に近い人数になっております。これを私どもはいわゆる中ぶくれと稱してありますが、そういう意味で、職員構成が非常にいびつな姿になっております。これらの職員は、ようやくこれから係長、課長となって昇進していくところなんでしょうが、いかに人数が多いために、どうも自分らはいつまで税務署におつても将来性がないのじゃないかという疑問を感じような状態になってきました。そこで、そんなことよりは、むしろ税理士とかそのほか転向したほうがより将来性があるのじゃないかというふうなことでやめていく職員が多いわけにございす。これが非常に困つたことであります。私どももいたしましては、もちろんこの署長、課長、係長といった点からいまして、その人数をなかなかふやすわけにまいりません。

そこで、現在人事院のほうにもお願いいたしまして、税務の仕事は、御承知のとおり、非常に専門的な仕事でございまして、署長、課長、係長といった管理職的な構成よりも、むしろその人一人一人ずつが専門的な知識と能力をもつて納税者に接していくというところに税務職員としての力が発揮できるわけにございす。専門官体制に切りかえたい、一部の係長は残しまして、たとえば

調査担当の係につきましては、調査官を中心とした組織に切りかえたい、こういうことで、人事院にお願いいたしまして、そういう専門官をふやす、それによつて、係長にならなくても税務担当四等級、三等級になれる。現在係長ですとむしろ三等級になれないのであります。専門職ということで三等級にまでなれる、こういう道を開くことによつて、そういう専門官の不足と申しまして、将来に対する不安といったものを緩和して、そして同時に、税務の体制がそういう専門官体制ということになって、かえつて仕事にスムーズにいく、こういうことをねらいに、せっかく努力いたしておるところにございす。

○堀委員 いまの中ぶくれの問題というのは、やはり一つの大きな現状の問題点のようでありまして、北陸のほうの税務署に調査に行つたときに、ほとんど高年齢者がばかりになってしまつて、若い人は中心地のほうへだんだん出ていって、職員の残つてゐるのは年寄りばかりですというふうな話がありまして、今後は何とかひとつくふうをして考えていただきたいと思ひます。

最後に、実は原さんが長官のときに私望望いたしましてできた制度だと思ひますが、特別調査官ですか、要するに、当時は資本金百億円以上のものについての特別な調査班のやうなものを考えていたのだいて、これで調査を特にやつていふところが相当な増差所得が出たという経験がありますが、その後は、これらの資本金の大きい会社もだんだんふえてきて、当時百億円以上は幾らもなかったのですが、最近非常に数も多くなつておるしするわけにございす。この特別調査官のシステムはもう少しこれをふやして、大企業の調査といふものももう少し緻密に行なわれていゝのではないかと、同様に私は感じておるわけにございす。現在在庁にあるのと、局にあるのと、おそろくいろいろなかつておると思ひますが、その実情をちよつとお答え願ひたいと思ひます。

○泉政府委員 特別調査官は、お話のように当初資本金百億円以上の法人について相当手数をかけて調査をする、こういうことで充足したのであります。現在におきましては資本金六十億円以上の法人を担当させるということで、だんだんとそういう法人の数もふえてまいつておりますので、特別調査官の数も少しづつふやしてまいつております。

ただ、特別調査官の運用といたしましては、かつて申し上げたことがあつたかと思ひますが、大法人につきましては内部建制組織が発達いたしておりますので、二事業年度から四事業年度ぐらゐ、非常にみづちり日数をかけまして調べまゐり、こういう経理はこうすべきものだといふことをきちんと指示しておきますと、大体においてその指示どおりにその後の事業年度は処理されてまいります。したがつて、私どもからいたしまして、のべつまくなしにその法人を調査するといふのでなしに、次から次へ、いわばドック入りみたいにそういう法人を次から次へ四事業年度ぐらゐ集中して調査して、よくなつたらもうそれは綿密な調査はしない、そして、何年かたつたらまたもう一度調査する、こういうふうな循環的な調査方法をとる、これが効率的なやり方ではないかというところで、現在はそういうふうな運用をいたしております。

○堀委員 実は、近年大口脱税というものが非常にたくさん新聞紙上に報道されるようになってまいりました。私どもは、やはり、こういう大口脱税が案外時間がかかつてわかるわけですね。もつと早くわかればその脱税の額がさうでもないかつたものが、そのまま放置されておるために案外時間がかかつておるといふ実情がありますから、それは必ずしもいま言つた大企業だけの問題ではありませぬけれども、やはり問題のある業種については未然にこれらの脱税に対して措置のできるような調査、査察制度といふものももう少し考案してみることがあるのではないだろうかという感じがいたしますが、同時に、この間取り上げたように、これらの脱税した原資がほとんど銀行その他の金融機関預金になっておる実情から、やはりこれらの金融

機関に対しても、情を知つて預かつておるものが、森脇事件以来多いわけですから、それらについては、税務当局としても、再三にわたるそのような措置については、やはりそういうところの銀行名を公表するなり、何らかの社会的責任に対して処置が行なわれるような取り扱ひもあわせて行なう必要があるのではないのか、こういう感じがいたしますが、それについてのお答えをいただいて、私の質問を終わります。

○泉政府委員 お話のように、最近大口脱税といふことがいろいろ目立つてきておりますが、私どももいたしましては、脱税があまり大口にならないうちに未然に防止していくことが望ましいことではあります。脱税があまり大口になつたあとにおきましては、結局納税者のほうも納税がたいへんになりますし、また、徴収をする税務当局といつたしましてもその徴収がなかなか円滑にいかないということになりますので、できるだけ早期に脱税の防止をはかつていく、そういうふうな調査あるいは特調案といふものを運用していく、これはおっしゃるとおりでありまして、私どももそういう気持ちでやつていきたいと思つております。何ぶんにも最近手口が非常に巧妙になつておりますので、脱税が発覚するまでに日数がかかりまして、そのために、どうしてもほんとうに発覚すると非常にたくさん脱税になるという傾向があるのであります。

私どもとしましては、これらの点につきましては十分気をつけてまいりたいと思ひますし、同時に、そういう納税者の方におかれましては、脱税は決してもうかるものでないという認識をしていただまして、適正な申告納税に御協力をお願いいたしたいものだ、このように思つておるのであります。

なお、お話のように、金融機関につきまして納税にいろいろ御協力を願わなければならぬ点があるわけにございす。遺憾ながら、現在の状況は必ずしもうまくまいつておりません。これらの点

につきましては、金融機関側におかれましては十分反省していただきまして、税務に協力していただくようお願いいたします。税務に協力していただくようお願いいたします。税務に協力していただくようお願いいたします。

○堀委員 いまの点、小沢さんからもひとつ、これは銀行局その他全般の問題でありますからお答え願いたい。

○小沢政府委員 堀先生の前の措置法のとときの御質疑もよく拝聴いたしておりました。ただいま国税庁長官がお答えいたしましたように、銀行側の協力、税の徴収という面から見まして必ずしも完全だとも思いませんので、私、省の幹部にもよく御趣旨を伝えまして、善処するようにいたします。

○堀委員 終わります。

○毛利委員 長代理 広沢委員。

○広沢(實)委員 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案についてお聞きしたいと思います。

一番初めに大蔵省の担当官にお聞きしたいと思います。

まず第一番目に、移転料の問題から入りたいと思います。これは大体旧の移転料から新の移転料に改正して旅費を上げたわけですが、新旧比較しまして、たとえば五等級以下の職務にある者が鉄道百キロメートル未満二万八千円で済むということになっております。移転料というのは、もちろん赴任するわけですから、大体二万八千円くらいで済むのかどうかお聞きしたいと思います。

○武蔵政府委員 職員が命令されまして移転しますときに、大体外国の旅行は飛行機で行くわけでございます。それは飛行機賃が出るわけでございます。そのほかに荷物を送るといふ関係が移転料のところへ出ております。

そこで、移転料の関係でございますが、今度御審議願っておりますのは、相当大幅な改定になつております。

しております。どういふふうにして計算したかと申しますか、外国の物価とか、それから最近公務員が実際に引越しておる例を見まして、どのくらい足りなくなっているか、これは荷物がだんだんふえてまいってまいりますので、物価が上がっている以上には足りなくなっております。それから、民間の会社もどういふふうになつていくか、そういうことを考えまして、結論としまして、移転料の関係で申し上げますと、定額のところを約五割上げております。そのほかにまた水路加算というものが、これが従来五割だったのですが、一〇%に上がっております。そのほかに陸路で運びますときに、これは水路に比べて非常に金がかかる、それで特別にふやしております。そういうのは、従来は二〇%が陸路加算の限度でございましたけれども、実情を調べてみますと二〇%では足りない、そういうことで三段階を五段階に分けて、最高三五%、そういうことになっております。そこで、そこまでの移転料、水路加算、陸路加算全体を見ますと、七割弱の改定になつております。

そのほかに、まだ御承知のように着後手当も増額しております。そこで、これで大体やれる、そう思っております。

○広沢(實)委員 そうすると、二万八千円にプラスアルファということになるわけですね。家財や何か全部運ぶときはどうですか。

○武蔵政府委員 本人は飛行機で行きますので、それは飛行機の切符代が別に出るわけでございます。そのほかに、家財を運ぶためにこの移転料が出る、そういうことになっております。

○広沢(實)委員 そうすると、今度は国内の移転料と比較しますと、国内の移転料は、たとえば家財を運ぶときはどういたしますか。

○武蔵政府委員 国内も同じであります。これは飛行機というところはございまして、自動車賃でございますけれども、汽車賃のほかに移転料として家財を運ぶ分が出ます。国内の関係は、御承知のように昨年改定をいたしました。

○広沢(實)委員 その昨年の改定でも、大体実情を調べる、全部荷づくりしたりその他をして、それで日通に頼んだら、国内の移転料の場合、もちろん赤字になりますね。それだからお役所のトラックや何かを頼んでやりくり算段しているのが、国内の移転の際の非常に苦しい実情だと思ひますが、その点についてどういふふうにお考えになつておりますか。

○武蔵政府委員 昨年お話のような実情も聞きましたので、移転料につきましては約六割、非常に大幅な改定をいたしました。これは家財道具は個人によつて差がありますから、どんな人でも足りるというところは申せないと申しますけれども、六割引き上げましたので、相当大幅でございますから、現在では標準的な例では大体足りる、そう思っております。

○広沢(實)委員 私の聞きましたところでは、大体それだけの引き上げをやつても、まだ普通の会社でやるように日通に頼んだら、一べんで赤字で、自分のふところから私わなやならぬという苦しい実情だそうなんです。だから、国内の移転料はもっと値上げをする必要があると私は思うのです。それに比べて、今度は外国の移転料の場合です。いろいろ考えてみて、これはそう高くはない。五等級以下の人たちのあれで計算すると高くはないと思ひます。

次に、旅費の問題ですが、旅費に関する規定の四十六条の項目で、大蔵大臣が実情に即して各省と協議して、旅費の実費についてはそれぞれ各省で違うことになっていふことですね。どうでしょう。

○武蔵政府委員 いまのお話の点は、四十六条の旅費の調整の関係だと思ひます。

○広沢(實)委員 そうすると、各省でみんなまちまちに、予算があればそれで出つて出すことになつていくわけですね。だから、各省まちまちで、実情に応じて上下している。大蔵省は大蔵省の旅費規則でやっている、こういう状況ですね。

○津吉説明員 お答えいたします。

定ではございませんで、御承知のように、旅費法及び旅費の支給規程によりまして一般規定がございまして、これに對しまして、四十六条をお読み願ひますとわかりますように、特別の事情によりまして、あるいは旅行の性質上、不当に実費をこえる額がいくことになる、これは官用の交通機関を利用しますとか、あるいは官用の施設を利用するとかいうときには、あるいは金がかからぬ、あるいは通常の定額はかからぬということがございまして、あるいは、非常に長期に滞在いたしますときは、これは固定費とその他量に応じて高くかかる費用と分けてみまして、固定費的なものは、長期になりますと比較的少なくて済むというところがございまして、実費を弁償しながら効率的に国費を使用するといふ意味でその間の調整をはかるという意味でございまして、これは減額は非常に観念的に強く印象づけられるかと思ひますけれども、反面、多額を要する場合というのが四十六条の二項にございまして、実費に比較しまして旅費の額が少くないというときには、ケースに応じて増額を考慮することができるといふ趣旨の規定でございまして、基本的に各省それぞれは旅費が出るような仕組みになつておるといふ趣旨の規定ではございません。

○広沢(實)委員 わかりました。ところが、実情は相当ばらばらになつていふ。あまりその実情は深く触れることは避けまして、大蔵省の旅費支給規則によりまして、たとえば日帰りの場合に、旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートルの間では九十円ということになっていふことですね。それから宿泊すれば、炒飯施設があり、宿泊料を徴しない場合五百円ですが、大体これは実情に合つていふと思ひますか。

○武蔵政府委員 国内の日額旅費のほうは、これは大体各省の実態調査の結果でございまして、昨年これは附帯決議で改定について御要望がございました。そこで、一般の旅費は三割の引き上げでございまして、日額旅費につきましては、これはこまかくなつておりますので、いろいろで

ございすが、たとえば旅行が行程八キロ以上十
六キロ未満の場合、または引き続き五時間以上八
時間未満の場合、行政の六等級以下というものは三
七・五%引き上げまして日額旅費が百十円、それ
から旅館に泊まる場合でございすが、それは十
五日未満の行政の(一)の六等級以下というものは、千
円を千四百五十円にしまして、四五%の引き上げ
ということになっております。それから公用の宿
泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場
合、それが宿泊料がただの場合と宿泊料を取られ
る場合とございすが、ただの場合は、六等級以
下で申しますと五〇%値上げいたしております。
それから宿泊料を徴する場合も五〇%上げてお
ります。そういうことで、相当大幅に昨年度実行の
段階で上げたつもりでございすが。

○広沢(賢)委員 金額で言っていたは、いろいろ
いいと思うのですが、そうすると、私の持っている
この二十八日七月十八日付の規則は大体現行ど
おりですね。

○津吉説明員 いま先生御指摘の九十円あるいは
五百円というやつは、研修関係の旅費だと思いま
す。それは日額旅費でございすが。

まず九十円のはらは、これは日帰り旅費が八
キロ以上十六キロ未満、それから旅行時間五時間
以上八時間未満というケースでございすが、こ
れは先ほど次長が申し上げましたように、引き上
げを行ないます前は六十五円でございすが、それ
から五百円は公用の宿泊施設その他これに準ず
る宿泊施設に宿泊する場合の研修でございすが、
そのうち、炊飯施設があり、しかも宿泊料は
取らないという場合でございすが、引き上げる前
は四百円でございまして、それが五百円になって
おります。この引き上げは一般の日当、宿泊料の
三〇%余でございすが、その引き上げに際しま
して日額旅費の支給される研修というより業務
の性質、あるいは日帰りということ、あるいは宿
泊施設があつて宿泊料は取らないというよりなこ
とを考慮いたしまして、それぞれ各省の実態がご
ざいしますので、実態に即して無理のないように引

き上げを行なつておるといふ次第でございすが。
○広沢(賢)委員 やはり各省の実態に即してとい
うことになっていくわけですね。そこがやはり私
は問題じゃないかと思うのです。そうすると、た
とえば定員——定員は給与の問題ですが、これは
予算の額に即してやはり相当窮屈になったり何か
するといふようなことはありませんか。

○津吉説明員 予算の積算のしかたの問題でござ
いすが、単価の問題と、反面は業務量といひ
ますが、そういう事務量の問題があると思いま
す。したがって、総合的にはそれがかけ合わ
されたものが予算化され、実行されるということ
でございすが、われわれのはこの見方で、制度
的に単価はどうかあるべきかというふうに見まし
て、それがどのように運用されるかということ
は、当然予算外に使用されることもございせん
し、予算の範囲内において効率的に、各人に御迷
惑をかけないような実施がされておるといふ
に承知いたしております。

○広沢(賢)委員 その後のいろいろな実情につ
いては、そう深く立ち入りません。
それで、問題は金額なんです、五百円の人と
いうのも、やはりいろいろ差引かれますね。
シートの代から何から、ずいぶんちがうだけ
ども、いろいろ差引かれますね。そうすると大
体二百九十円くらいは差引かれて手取りは二百
十円。

それからもう一つあります問題は、交通費の問
題ですね。交通費の問題も、大体寝台券とか特急
券なんか、これはだめですね、二等急行の実費だ
から。そうすると、寝台券とか特急券とかその他
の問題で、たとえば税務大学校その他でもって、
いろいろ国のために先ほどのいろいろな研修を積
むというときに、みんなやっぱり持ち出しになる
という気の毒な状況があると思うのですが、それ
についてはどう思ひますか。

○津吉説明員 シートの交換とかそういう辺は、
具体的に一体何円かかっておるかというところは自
信はございせんが、大体私これまで聞いており

ますところ、百七、八十円、それから、これはい
ろいろ官のほうの厚生費というものもございす
し、庁費で見るといふ部分もございすし、いろ
いろそこらが総合されておまして、いわゆる、
しかるべく運用というものが旅費とともにされて
おるのじゃないかというふうに思ひます。

それから鉄道賃の問題でございすが、これは
是非いろいろ御議論はあろうかと思ひます。た
だし、旅費を支給する場合の用途には、もちろん
申すまでもなくいろいろございまして、研修もあ
りますれば、通常の業務もまたその態様もいろ
ろございす。われわれ限られた国費の中で研
修、講習というふうなことをやる場合には、これ
は私自身も経験もございすし、教えたこともご
ざいすけれども、しかるべくその旅費の額の範
囲内で、やはり特急に乗り込んで出てきて勉強する
というふうな觀念もございまして、早く楽に出て
こなければいかぬというふうなことも、これはあ
るいはしかられるかもしれないが、勉強に出て
くるやつについてそこまで見るべきかという考
え方の問題もございまして、一応現在の旅費法の見
方といたしましては、先生の御指摘を受けるよう
な見方になっております。

○広沢(賢)委員 全体として、旅費も移動料の問
題も、計算しますと、上は国務大臣、それから下
は六等級以下の職務にある人でも、この実費で
やっていけるのかどうかという——引き上げたに
しても、やはりよく計算しますと疑問が出てきま
す。そういう議論が出てくるわけですね。

それはさておきまして、たとえば、実際は各省
ごとにきめられて各省ごとにまちまちだといふこ
ういふ状況は、もう一つ例として給与の問題につ
いてお聞きしたいと思ひます。いいですね。
給与でもって、昇格するといふことは、大蔵省
の人も国税庁の人も、みんな非常な関心の的
です。その関心の的の昇格についてちょっとお聞き
したいのですが、たとえば七等級から六等級に昇
格するときに、建設省の方は十二カ月で上がつて

いく、ところが財務の關係の人は三カ月で上がる
とか、それから、たとえば法務の關係の人は三カ
月から九カ月で上がつていくとか、こういうよう
にずいぶん期間の差があります。これは職務の
上で差がついていふのでなくて、定員でもってこ
ういふ便宜措置で差がつくといふことを聞いてい
ますが、どうでしょう。

○津吉説明員 私、直接所管でございせんが
で、所管しておるといふ立場で申し上げられない
ことが遺憾でございすけれども、等級別の定数
につきましては、職員処遇という面がございま
すと同時に、その職務と責任に応じて、一体どう
いうレベルの職員が何人おるべきかというふう
に、人事院のほうで等級別定数というのをきめら
れて、それを予算実行の際の基準として使つてお
るということになります。

非常に便宜的にとおっしゃいますけれども、本
質的に見ますと、職務と責任というものを本質的
に分析することは、これはとめどない問題でござ
いす。現実的な水準でそういう定数の運用がされて
おるといふ意味では、おことばの便宜的というよ
うなことかもしれないが、本旨は、方針、考
え方としまして、どうあつてもいいのだ、単に数を
ふやすか減らすか、上に積みか下に積みかとい
うだけの話だということじゃなくて、各省の事務に
応ずる等級別の定数はいかにあるべきかといふこ
とで積み上げられておる体系でございすと思ひ
ます。

○広沢(賢)委員 昇格の年月がこんなに六カ月と
か三カ月とか十二カ月とかがあるといふことは、
これは公平じゃないです。それが、原則として
はそうだとします。御答弁なんです。原則として
はそうだとします。だから実際はどうかという問題です。
実際はどうかという、定員によつて年月がおく
れたり何かしているといふ各省のアンバランスが
いっぱい出てきている、そういう実情にある。旅
費も、私が聞きましてしたのは、旅費は各省ごと
によつて、いま御答弁なさつた原則としては——こ

これは例外措置であるというお話ですが、原則としてはやはり全部一定しているのだということですが、各省の旅費の規定を全部比較しますとずいぶん差が出てくると思います。そういう問題について、ことに給与の昇格の問題については国家公務員としていろいろ問題が出てくると思うのです。その問題について私はお聞きしているのです。つまり、もっと合理的にいろいろ考えられないものか、納得のいく旅費の制度なり、昇格の制度なりする必要があるのではないかと。いまのやり方は、ちょっと日本的だと思ふのです。その点について伺いたい。

○津吉説明員 人事院規則に昇格の規定がございまして、そのまま読むのもあれですので趣旨を申し上げますと、職員をその職務の等級に昇格させる時には、あらかじめ人事院の承認を得まして、人事院の細則で定めておる資格基準に従つて、その者の資格に應じ、一級上位の職務の等級に決定する、その場合に、その昇格させようとする職員が現に属する職務の等級において二年以上在級していなければ昇格させることはできない、ただし、二年に満たない場合に、あらかじめ人事院の承認を得たときはこの限りでないということとでありまして、実態的に一年と六カ月あるいは三カ月というような差というものは、現実に、私先ほども申し上げましたように直接やっておりますので、聞いておるだけでございしますが、そういう極端な差はない、一定の資格基準によりまして昇格の運用をいたしております。ただし、先生御指摘のように、いわゆる何等級、たとえば六等級における山が、五等級の定数が少ない、それでほかの省のどこかに比べると六等級が五等級に上り得ない、不当にございますか、パランス上非常に詰まった状態になっておるというふうなことが事実あるということは承知いたしております。しかし、それにつきましては、人事院においても、これをいかにするか、われわれももちろんときどき相談を受けるわけでございますが、一緒になっていくかを検討しているという

状態でございまして、決して各省ばらばらで、ゆとりのあるところは早く上げる、ゆとりのないところは不当に上げられおるということではないと存じております。

○広沢(實)委員 いろいろ検討されていて、それから人事院のあれですから、これはさらにいろいろほかの同僚議員がほかの委員会に質問をすると思うのですが、実態は、私も手に入つておる資料ではそういうものがあるのです。だから、なるべくそういうことが——昇格という、みんな気にしますから、だから、ないように、なるべく公平に持つていくようにしていただきたいと私も思ふので、この問題についてはまたあとで質問したり何かします。

それで、旅費の問題ですが、私がいまやかまして質問したのは、結局国内旅費の場合に、相当みんな窮屈で、実情に合わない人も出るし、余裕の出る人もあるだろうと思ひますが、移転料の問題一つにしても、民間会社のように日通に頼んだらもう赤字が出るから、大蔵省の車でもつてやりくりをするというふうなことが出まうわけですから、そういうことのないように、国内旅費の問題についても、もう一回いろいろ御検討願ひたい。

同時に、外国旅費の問題で先ほど申しましたのが、内閣総理大臣が日当四千二百円、宿泊料一万三千円、外国に旅行するといふ、これは非常に清潔でいいことだと思ひますが、実情はどういうふうになるかといふことは、私はわからぬと思うのですが、そういう議論がわれわれの中から出ております。上は上でもつて、下は下でもつて、総理大臣の場合にはいろいろ便宜措置があると思うのです。ところが、六等級以下の職務にある者といふものにとつてみれば、外国旅行で、日当が甲地方でもつて、新になると上がりましてわずかに千六百円、宿泊料が五千円、食卓料が二千二百円ですが、それでやっていけるかどうかといふことについては、いまの御答弁ではやっていけると言ひけれども、私はまあこれはぎりぎりの線だと思ひます。特に移転料や何かの場合で考えますと、たとえば鉄道百キロメートル未満で外国旅行する

と、五等級の人は二万八千八百円の移転料ですね。少ないですね。そう思ひませんか。

○津吉説明員 これは先ほど来実態調査一点ばかりでございますけれども、実は外国旅費の大宗を占める外務省に十分お願いをいたしまして、われわれのほうで別段ねじ曲げて定額を計算したということもございしませんので、直接実態を御承知になり、調べておられる外務省のデータに基づきまして計算をいたしましたので、そう不当なことではないと思ひます。もちろん、その現状に應じて今後とも検討を放棄するという意味ではございせんので、御了承願ひたいと思ひます。

○広沢(實)委員 それでは、外国旅費のほうは実態調査だからそれでほぼ納得しました。計算するかどうか合点ない点がありますが……

今度は国内旅費の問題について関連して、この間値上げを言われましたが、しかし、よく調査をされるとわかりますが、赴任をする際に、家族が多かったり荷物がかえたりして非常に苦勞しているという実態は、私ははっきり証拠を持っていくわけですから、それから研修に行かれる人が手前持ちでもつて少し実費が出てしまふというふうな実態もあるということですが……

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕
したがって、旅費についてはもう一回、大蔵省なんか研修が多いし、よそのところもずいぶんあると思ひますので、そういう問題について実態調査をして、膨大な予算の中ではわずかな額だと思ひますから、実態に即応して、いろいろと便宜措置をやりくり算段をしないでも済むようにやっていただきたい、こういうふうには私は要望します。

以上で、私の質問を終わります。

○平林委員 関連して。
この国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案で、外国旅行をする場合の日当、宿泊料、食卓料がそれぞれ各区分に応じて増額をされることになっておりますが、内閣総理大臣及び最高裁判所長官、国務大臣等及び特命全權大使、これは据え置かれておりますけれども、その

理由、どういふことでそれを据え置いたのか。

○津吉説明員 お答えいたします。
先生御指摘のように、非常にえらい人のランクは「内閣総理大臣等」となっております。一番上は内閣総理大臣、最高裁判所長官、まん中が、従来「その他の者」というので第三ランクにありましたものを今回引き上げまして、最高裁の判事と会計検査院長、人事院総裁、検事総長、これだけを現在の国務大臣、特命全權大使という中二階のところに上げるわけでございします。いま御指摘のありましたランクは上二つでございまして、「その他の者」は日当と宿泊料をプラスして考えますと、大体概数で「その他の者」から上へ上がつていきますと三十ドル、四十ドル、五十ドル、こういうランクになります。それが「その他の者」が三十五ドルに上がりまして、三十五、四十、五十と、それぞれ四十、五十はちょっと切れるわけですが、それでも、そういう並びになります。

そこで、上二つはなぜ据え置いたかということでございますが、これは今回の改正におきまして、特に「その他の者」に入つておりました最高裁判事、検事総長、人事院総裁、会計検査院長という官職をまん中に持つていきましたために、限られた期間で十分ではないのですけれども、外務省を通じて在外公館から調査をとつたわけでございます。そういういたしますと、おおむね内閣総理大臣、最高裁長官、国務大臣、特命全權大使級の国際的水準といふものは、日本が、これは必ずしもその国の評価に合うとは思ひませんが、フランスとかインドとかという水準になるわけですから、それからもつと先進といひますか、大多数の国は、特に西ドイツを先頭にいたしまして、それぞ

れ日本よりは低いわけですね。アメリカにしろ西ドイツにしろ、イタリア、北欧諸国、こういうところが大体日本よりは十ドル、あるいははひといところでは十ドル以上も低い。これは先ほど広沢先生もおっしゃいましたが、内閣総理大臣も、たとえば定額だけで旅行できると思ひない、そういう外国のほうでは交際費を別途出すとか、

あるいは在外公館で別途費用を支弁するというような制度もあるようではございますけれども、そういう例等を考へてみても、依然日本は国際水準から見ると非常に高位にあるということで、上を今回の改正においては押えたというように考へ方でございます。

○平林委員 「その他の者」というのは、これはどういふ者ですか。

○津吉説明員 「その他の者」といいますのは、任免につきまして天皇の詔証を要するいわゆる詔証官、それから特別職給与方法で定められております一定の職員、こういうことでございますが、具体的に申し上げますと、公正取引委員会委員長でありますとか、宮内庁長官、会計検査院の検査官とか人事院の人事官、それから待従長とか特命全權公使、詔証官ではそういうものがございまして、それから特別職給与方法の職員では、内閣法制局長官でありますとか、あるいは内閣官房副長官とか国家公安委員会の委員でありますとか、あるいはその他、土地調整委員会とか首都圏整備委員会委員とか、そういう多種多様な委員会の委員というが入っております。

○平林委員 いまのような人はみんな「その他の者」に今度なるわけですか。この表現、どうなのかね、私はそう思うのだけれども……。いまお話しになったようなものは「その他の者」なんだね。法律上でそういうことを規定するということはどうなんだろう。従来もこういうふうになつていたようだけれども、どうなんだろうか、これは。

○津吉説明員 いま読み上げましたものが今回「その他の者」に入るといふことは、これを拾うようですが、これは今回「その他の者」に入るのではなくて、いま一番最後におっしゃいましたように、従来から「その他の者」に入っておりまして、法律技術上「内閣総理大臣等」という一つのくくりがございまして、その中でそれぞれ個別のにあげました総理大臣とか最高裁長官とか国務大臣という、それ以外の人たちについて全部いま申し上げたのを列挙すればいいのですけれども、具

体的には非常に複雑でございますして、旅費法上は、失礼でございますけれども「その他の者」、こういうふうになつてゐるわけですね。

○平林委員 だから私はそう言うのだ。旅費に関する法律であるから「その他の者」と、こうするで、失礼ではあるというお話だけれども、これだけはもつと表現のしようがあるのじゃないかと私は思うのだ。いまのお話のように、それは繁雑だといふけれども、別表に掲げる者とか、上に「内閣総理大臣等」と、総理大臣の下に「等」を入れたから勲章をつけたようなものだろうけれども、「その他の者」といふようなことでこれを表現するといふのはどうかという感じがしたのですが、何かくふうしてもらったほうがいいのじゃないかと思うのだ。旅費支給だから失礼したつてかまわないと、こういう思想もあるかもしれないけれども、やはりここいらの表現は、あなた方頭がいいのだから、少し研究したらどうかという気持ちがあります。それで意見を述べておきたいと思ふのです。

それからもう一つは、内閣総理大臣及び最高裁判所長官、国務大臣等及び特命全權大使を据へ置いたことにつきまして、私はいろいろな政治的な事情といふのはあると思ひます。けれども、それは内閣総理大臣がたとへば東南アジアに旅行をされる場合に、日当が四千二百円で済み、食卓料が一夜について四千八百円で済みとはだれも考えないわけですね。そして内閣総理大臣がもし外国に旅行される場合は、在外公館においても、あるいは国の総理大臣として体面を保つ上においていろいろな交際などもありましょね。そういうことから、実際の経費といふものはこうしたワケをこえて支出をされるわけでしょう。

私はちよつと参考のために聞いておきたいのですけれども、大体そうした旅行のときに、ここに掲げております「その他の者」ではなくて、はつきり名前が書いてある総理大臣とか――まあ最高裁判所の長官とかいふのはさうめつたに旅行されることはないのですが、総理などはこれから旅行

されるといふ計画もあるということなどにかんがみ、この際、一体従来の平均はどのくらいにかつておるのかといふことを聞いておきたい。

○武藤政府委員 いまお話がございましたが、内閣総理大臣等を上げなかつたのは政治的ないろいろな問題もあるのだからけれどもおっしゃいましたが、私も実は今度の改正につきまして外国の旅費規則を外務省を通じて調べてもらひました。そういたしますと、そう高くないのでございまして。そこで、外国の例を調べて、これは日本の場合にも上の二つの段階は上げる必要がない、そういうふうな判断に到達しました。

なお、外国の場合に交際費といふようなものはこのほかに出てゐる、それは日本でも同じだろうと思ひます。

○平林委員 そこで、これはあなたのほうの一存で、外国と比較していいからといふふうにきめられたのですか。こうした問題は、これを担当する国会の中における一つの機関があるのだけれども、そこは十分相談をされたのですか。

○小沢政府委員 立法院の旅費の問題につきましては、御承知のとおり国会の、それぞれこの法律とは別の体系に属するわけでございます。しかしながら、政府側の総理大臣あるいはまた国務大臣といふようなものにそれぞれランクを合はして旅費なり給与なりといふものがきめられてゐるわけでございます。したがつて、私も政府側といひまして、行政府の最高の総理大臣以下、旅費の規定を据へ置いたり、あるいはそれを増額したりする場合には、特に国会に關係がなります。その中で、事務総長以下の職員の問題になります。これは当然予算要求で毎年出てまいりますから、よくお互ひに話し合ひといふことで調整がとれるわけですね。ところが、国会議員以上のことになりますと、当然政府側の決定にかなり相当影響があるものでございまして。したがつて、事前にやはりお話をすべきであつたわけでございまして、私も今回は全く、二年前に増額をいたしたとき、話し合ひがございましたのでございまして、

理大臣や国務大臣は動かしてなかつたものでございまして、ついつつかり、国会のそれぞれ担当の議院運営委員会のほうにお話をすることを失念いたしました、その点はまことに私どもの手落ちでございます。

今回の改正は、先ほども説明があつたと思ひますけれども、総理大臣あるいは最高裁判官、それからその次の国務大臣等の二年前に改正をいたしましたときに、国務大臣と国会議員並みに上げるべき最高裁の判事あるいは検察庁の検事総長といふようなそういう方々、従来ランクが一緒でありましたものを、今度は二年前に落としてきたといひますか、置き去りにしたものを今度そこへ一緒にしようといふだけのものでありまして、失礼しました。四年前だそうです。そんなことで、私、ついつつかり御連絡をいたしませんで、この点はただいま先生方の御了解を得まして、議院運営委員会の理事会に私釈明に行つてまいつたわけでございまして。当然今後は行政府の、国会議員以上に相当するランクの改正をやりますときには国会にあらかじめ事前に協議をするといふことを必ず実行してまいりたい、かように考へております。

○平林委員 いまの御説明があつたからこれ以上は言ひませんけれども、私は、総理や国務大臣が外国に旅行する場合、ここに書いてある定額だけで實際上まかない切れるものではないという実情を承知しておるわけでございまして。そうすると、私は、ただ前の話があつたからといふことだけで、そのまま院に相談せずあなた方がこれをきめるといふことは、やはり適當ではないのじゃないかと思ひますので、この点は十分な配慮を払つてもらひたいといふことを申し上げておきたい。それから、あなた留守にしておつたと思ひますが、「その他の者」の書き方も、私はさつき言つたら「その他の者」といふのはどういふことだといふお話がありましたけれども、「その他の者」といふ表現はあまりりっぱな書き方ではないと思ひます。これは私は、そういう意味から考へると、たとえば、別に掲げる者とか、何かちよつと

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後四時五十三分開議

○内田委員長 休憩前に引き続き開議を開きます。

○内田委員長 両案件に対する質疑はこれにて終了いたします。

○内田委員長 両案件については、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

おはかりいたします。

本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件について採決に入ります。

おはかりいたします。

本件を承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は承認するに決しました。

ただいま議決いたしました両案件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

収納すればそれでよろしいというようなことは、このご文句でどういふふうに解釈できるので

すか。

○塩崎政府委員 金融機関、郵政官署、これが当然収納機関でございます。通則法の三十四條に規定されております。

○平林委員 まだちょっと親切じゃないですね。この二十一條、二十二條でいまあな言ったでしゅう。そのところのどの字句でそういうふう

に読めるのですか。いま国税通則法何条と言ったってだめですよ。この中に書いてあるうちのこ

れがどういふふうに関連するからというふうに答えないと、同じことを三回ぐらい繰り返して聞か

なければならぬ。もう少し親切に答弁してください。

○塩崎政府委員 二十一條に「登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領收証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならぬ」といふのが「国に納付し」の国というのは、収納機

関があるわけですね。収納機関に納めるといふのが通則法三十四條にあります。そこで三連の領收証書を一枚いただきました。当該納付にかかる領收証書を申請書にはりつけて登記官署に提出しなさい、こういうふうな現金納付の場合を規定してあり、二十二條を見ますと、次のような場合に

は印紙納付であるというふうになっているわけでございます。

○平林委員 だから、法律というのは一般の国民が読んだらわからないのです。「国に納付し」といふのが、結局収納機関である金融機関に現金で納付できるという措置になっている、こういうことなんでですね。

○塩崎政府委員 さようでござります。通則法三十四條を見ますと、「国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書を添えて、

これを日本銀行、郵便局又はその国税の収納を行

なり税務署の職員に納付しなければならない。た

だし、証券をもってする歳入納付に関する法律に定めるところにより、証券で納付することを妨げない。」二項に「印紙で納付すべきものとされて

いる国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙をはるることにより納付するものとする。」

というふうな書いてござります。

○平林委員 国に納付するその金融機関というのは、具体的にはどういふところですか。いまのお話ですと、日本銀行、郵便局、税務署、こう言

たけれども、今度はどういふ金融機関がこれに該当することになるのですか。

○塩崎政府委員 日本銀行の中には日本銀行の代理店を含むわけござります。日本銀行が代理店を広く、市中銀行、あるいは中には相互銀行もあるようござりますが、指定されることは御存じのとおりでございます。

問題は、登録税の場合に、日本銀行の代理店がどうなるかという問題でございますが、登記所のあるところ、必ずしも日本銀行の代理店がそばにあるとも限りません。したがって、そこは、私どもといたしましては、この政令でござりますけれども、印紙納付の道を開くように現在のところ考えております。

○平林委員 そうすると、日本銀行の支店あるいはその代理店がないところとは、新たに市中銀行あるいは相互銀行、そういうようなものを指定をしていく、そういうことは今後政令できめていく、こういうお話ですか。

○塩崎政府委員 登録税のために日本銀行の代理店をふやす気持ちはござりません。いま申し上げましたように、日本銀行の代理店のないようなところは収入印紙で依然として納めていただく、したが

いまして、一万円以下は収入印紙でいいわけござります。日本銀行の代理店が近くにないような場

合には収入印紙で納めていただく、こういうふう
に政令で指定するつもりでございます。

○平林委員 そこで私が聞きたいのは、そろそろ
本番に入るわけですが、その金融機関が、
たとえば一般の国民が登録のための代金を金融機
関に納めますね。これは一人じゃない、相当数の
人が利用するようになりますね。その金は、国、
ほんとの国ですね、税務署なら税務署に納まるま
での道筋はどういうふうにして取り扱われるの
か。それからまた、たとえば、きょう国民の中の
Aという人がお金を納めて証明書をもらうと、そ
のお金は金融機関にどのくらい滞り留めてい
て、それからまた次に税務署なら税務署に納めら
れるのか、こういう道筋と、それから、そういう
お金が滞り留まる期間、大体どのくらいに
なるのかということをおひとつ御説明いただきたい
と思います。

○堀崎政府委員 日銀の代理店が受け取りまして
日本銀行の勘定に振りかえるわけでございますが、
計算を精査いたしまして、受け取りました翌
翌日に振りかえられるというふうに大体なってお
ります。

○平林委員 いまのお答えですと、滞り留まること
はない、翌々日には振りかえられていく、したがっ
て、金融機関においては、とにかく印紙の総代金
といったら何千億円になるわけですから、全部が
金融機関を使うとは限らないけれども、そういう
ものが金融機関に滞り留まるということはないの
ですね。そして、それを操作をしていくというよう
な、後に指摘を受けるようなことはあり得ないの
ですね。

○堀崎政府委員 私どもは、印紙収入のうち、現金
収入の部分は全体といたしまして、改正の結果で
も百二十八億円でございます。その他は印紙で納
めていただくというふうに見積もっております。一
般の国税の他の税目の例から見まして、これが
滞り留いたしまして金融機関が利得するというよう
なことは考えたこともございません。

○平林委員 従来のやり方に併用して金銭納付す
るやり方をやることによって、大体どのくらいこ
ういう方法を利用する国民が多くなるだろう、金
銭納付に比べれば、どのくらいはそういう方式を利用
するようになるだろうという、何か見通しなどは
検討なさったことがありますか。

○堀崎政府委員 この現金納付は、昭和二十八年
以来、登録税につきましては初めて道を開いたも
のでございます。

なぜ二十八年にこういった制度を設けたかと申
しますと、御案内のように、非常に不正印紙の使
用が発見されて、収入印紙を消し印するに
いたしまして、その後の管理が登記所では自信が
ない、さらにまた、模造の印紙が非常に出てき
て、国の歳入に対する影響が論議せられました結
果、現金収入が昭和二十八年に初めて登録税に取
り上げられたわけでありました。しかしながら、こ
のやり方ではまだまだ現在の金融機関が登記所に
出張するには、非常に登録税の扱い金額が少なく
いようなところには採算上できないというようない
ことで、あまり広がっておりません。そこで、今回
はもう少し範囲を明らかにして、現金収入の道を
開こうということで、一万円という基準をひとつ
設けたのでございます。ところが、御案内のよう
に、登録税の課税対象でございます登記一件当
たりの税額は五千六百円くらいでございますので、
大部分は一万円以下、したがって、現在の印
紙収入の見積もりを私どもが御提出申し上げてお
ります登録税及び印紙収入予算額では、千二百四十
億円のうち千八百六十六億円は印紙であり、百二十八
億円は現金である、こういうふうに見ておりま
す。つまり九〇％は印紙でございます。改正後で
もやはりふえますのは印紙収入が百三十一億
円、現金収入が十九億円、合わせまして約百五十
十億円の増収を見っておりますけれども、その割合
はほとんど見積もりとしては大差ない、私どもの
見方では、今回の改正によってそんなに現金収入
がふえるものではない、こういうふうに見ており
ます。

○平林委員 国税庁にちよつとお尋ねしますけれ
ども、いま主税局長のお話は、印紙で千八百六十億
円、現金で百二十八億円、今度は多少いろいろな
ものでふえてくるからこの現金の分が多少ふえる
だろうと思っておりますけれども、その程度だというお
話があったのですけれども、私は、わりあいとこ
うした登録活動というのは都会地に多いのじゃな
いかと思っております。そうしてまた、今後現金の
納付というやり方をとられるのもやはり都会地に
集中してくるだろうと思っております。

いままでのところ、各国税局管内でもけっこう
ですけれども、こうした形で収納された金額とい
うのは、何か統計上出ておるのでしょうか、もし
ありましたらひとつお話をいただきたいと思いま
す。

○泉政府委員 印紙収入のうち現金収入になるも
のは、御承知のとおり、印紙税法によるものと従
来の登録税法によるものと、両方があるわけであ
ります。そのうち、私どものほうの統計で四十年
度分が一番わかっている最近のものでございま
すが、それによりますと、印紙税で二十三億円、登
録税で五十六億円、こういった数字になっており
ます。

そのうち、この印紙税のほうで申し上げます
と、これはいまお話のように現金で入ってくる態
様に、税印押捺で認めるとか、あるいは書式表示
で認めるとか、納付計器で認めるとか、あるいは
一定時納付といったような納付の様相がございま
すが、その国税局別の内訳を見ますと、四十年
度の二十三億円のうちでは、東京国税局が約十二億
円の二十三億円のうちでは、東京国税局が約十二億
円で五十一％を占めております。その次が大阪国税
局で五億三千万円、約二三％、こういった数字に
なっております。御承知のように法人税なども東
京国税局と大阪国税局で相当大きなウェイトを占
めておりますが、現金納付の分はその割合よりも
う少し大きい割合をこの両局では占めておるよう
に見受けられます。

それから登録税のほうにつきましても大体同様
の傾向がありますが、登録税の場合には、従来こ
の現金納付を認めておる登記所というものが、そ
ういった大都市に集中いたしておるもので、いま
の印紙税よりより多く大都市の局のほうに集中
いたしております。

○平林委員 そこで私は、今回、納付方式の簡素合
理化ということで、印紙納付方式に加えて現金納
付方式を併用することになりますと、四十年にお
いて東京国税局管内で十二億円、大阪国税局管内
で五億三千万円というぐあいに現金納付の形が実
績としてあるわけです。先ほどの主税局長のお話
で、今度もそれはふえないだろうけれどもという
お話がありましたけれども、ある程度ふえてい
く。そうすると、これは私は従来印紙の売りさば
き所というのですか、こういう人たちの、一つ
には生活権の問題もかかっているわけですね。つ
まり——生活権とまで言うところと大げさかもし
れませんが、ある程度の影響は出てくるの
ではないかという点を実は心配しておるわけ
です。

ちよつと郵政省の方にお尋ねしますけれども、
大体印紙の取り扱いをしておる店というのは全国
でどのくらいあるのか。それからまた、国税局の
管内でいえば、いまちよつと大阪と東京の例があ
りました、大阪と東京ではどのくらいなのか、
まずそれをちよつとお話してくれませんか。

○浅尾説明員 お答えいたします。

現在の売りさばき人の全国の数でございますが、
四十二年三月末で九万九千八百八十六となつてお
ります。そのうち東京が四千三百三十六でござい
ます。それから大阪府が二千七百八十七という数字
でございます。

○平林委員 ついでですから、この四十二年三月
末の印紙取り扱いの店は、手数料は一分だと聞い
ておったのですけれども、平均すると大体どのく
らいの収入になっておるか。それからまた、大阪
と東京は平均するとどのくらいの収入になってお
るか。

○浅尾説明員 全国平均いたしますと、月額で約三千六百円程度でございます。東京、大阪だけの平均は、いま資料の持ち合わせがございませんので……。

○平林委員 全国平均で一店三千六百円だといったしますれば、東京ではたぶんこの二倍くらい、七千円か八千円、あるいは一万円前後くらいになるんじゃないでしょうか。私もよくわからぬので勘で言っているんですけれども、大体そのくらいになると思う。これが従来の一店あたりの収益だといったしますと、現金納付方式が併用されることにより、相当数それぞれの店の取り扱いというのが少なくなつてきせぬかと思うのです。そうしてその結果、各営業しておる人は——専門店はないうでしようけれども、そういうところにはどの程度の影響があるかあなた方は見込んでこの現金納付方式に郵政省は踏み切られたのですか。

○浅尾説明員 登録税の一件当たりの税額と申しますか、それがよく把握できなかったのでございます。で、全体的にはどの程度の減少になるだろうとかというについては少し計算ができなかったわけでございますが、ただ、全国のうちで収入印紙だけを売りさばいておられるのが五百三十軒ばかりでございます。そこが相当高額の収入印紙を売っておるやに聞いておりますので、その辺のところは多少減少になるんじゃないか、こう思ったわけでございます。

○塩崎政府委員 私どもは今回初めて登録税について現金納付の道を開いたのでございせん。先ほども申し上げましたように、昭和二十八年からもうすでに特定の登記所につきましては現金納付の道を開いております。ただ、その範囲が非常に狭かったものでございますから、その範囲を広げたということが今度の改正でございます。さらにまた、その基準を明確にしたほうが納税者のために親切であろう、こういう意味で改正をお願いしておるわけでございます。

そこで、いまの売りさばき人に対する影響、これも政治家としてごもっともな御心配だろう

と私は思うのであります。しかし、今回の改正の結果増収になる分を見ていただかなくても、むしろ収入印紙による増収が相当あることから見てむしろ手数料がふえていくのではなからうかという私の判断——もちろん現金収入がふえない場合に比べて比較されておるのでございますが、それが一点。それからもう一つ、非常に大きい売りさばきの実績を持つておる方に対する影響を私も調べてみたのでございますが、これは現金納付も取り扱っておる登記所、その登記所の中で売りさばき人が一つの権利を持つておられますが、その影響を見てみますと、ほとんどが四十円以下の収入印紙の売りさばきでその収入をあげておるといふ実態になっておる。と申しますのは、謄本、抄本が収入印紙手数料四十円、この売りさばきが非常に多いものでございますから、それによつて手数料を相当あげる、したがって、現金納付がその登記所に開かれておりました、相当な金額——これは九月におきまして、一カ月でございますが二百九十万円、十月におきましては三百三十八万円という非常に大きな印紙収入の売りさばきでございます。それから見ましても、私は、むしろ先生方が御心配されるのがなぜかという疑問をやつと持つてまいつたくらいで、非常に鈍感のほうでございますが、こういう影響からしまして、私はそんなふうな御心配は当たらない、こういうふうに見ております。

○平林委員 郵政省にもう一回聞きますけれども、大体あなたのほうは、登録税でも印紙税でも、まず大蔵省印刷局で印刷したやつを郵政省が買つて、それを売りさばき人に渡して、一般の国民がそこから買うという仕組みですね。逆に言えば、一般の国民が売りさばき所を買つて、そうしてそのお金はまず郵政省に行つて、郵政省は大蔵省に入れる、こういうわけであつたのはもう手数料を取つておるのでしよう。それをちよつと聞きたい。

○浅尾説明員 大蔵省から繰り入れ金としていただいております。

○平林委員 何分いただいておりますか。

○浅尾説明員 三分でございます。

○平林委員 三分というが、全体であつたのほうは手数料として郵政省会計に入るのは、金額として幾らですか。

○浅尾説明員 昭和四十二年で三十三億六千万円でございます。

○平林委員 今度こういう現金納付方式が併用されることによつて、あなたのほうも手数料が減るのでしよう。

○浅尾説明員 全体といたしまして税率が上がつておりますので、大蔵省から繰り入れられる額といたしましては増加しております。

○武藤(山)委員 関連。

主税局長、たいへんこだわつておるようです。が、売りさばき人に対する影響はない、軒数が五百三十軒ですから、それは全国民の世帯数から見たら、五百三十軒の登記所や裁判所や売りさばいておる数は微々たるものです。しかし、その人たちにとつてみると、なぜ一万円という限度を設けたのか、というのは、今回の改正で、たとえば酒類の卸売り業、ガス事業、こういうものは三万円に軒並み上げて、登記などの場合も、有限会社、株式会社以外は登記の登録税も上げた、そう上げておきながら売りさばき人には一万円以上は取り扱いができないようにした。片方は登録税をかくつと引き上げておきながら、売りさばき人の取り扱いは一万円以下とした、その根拠は何でしょう。

○塩崎政府委員 先般申し上げましたように、なぜこの現金納付を昭和二十八年から採用せざるを得なかったか、そこに尽きると思ひます。

先ほども申し上げましたように、印紙納税は、非常に便利な面もございますが、片一方弊害もございまして。その弊害をひとつ申し上げたいのでございまして。

第一には、不正印紙という問題がございまして。第二には、これを消し印いたしました何年か保存しなければなりません。その際にこれの保存がたいへんでございます。おそろく先生方も登記所に

行つていただきますればこの実態が出てまいりますが、たとえば抵当権の登記の場合五百何十万円という税額を見た、これを保管する登記所の苦勞はたいへんでございます。これがまた薬品を採取にかけて消し印が消去されたり、あるいはそのまま現金で売られたり、先般大阪でその実例がございましたが、そういうことを考えますとどうして印紙といふと、現金と同じような性格でございまして、収納機関はこれをしばらく保管しなければならぬが、その保管がとてつもない。先ほど御指摘になりました銀行あるいは新しい課税をいたしました免許ですが、これは税務署で税金を取つていただくのじゃなくて、免許官庁が税金を取つていただく、そこで、いろいろな相談をいたしておりますが、印紙ではとても責任を負えないというのが皆さんの声であります。そういう意味で現金納付にせざるを得ない、しかしながら、先ほど申し上げましたように、やはり納税者の便宜を考えますと、なかなか郵便局にも行けない、登記所に行つたときに納めるには印紙のほうで便利でございます。それは多分に小額のものであるということが言えようかと私は思ひます。

さらに、またもう一つの根拠は、収入印紙の最高は一万円ということでございます。それ以上金額の収入印紙はございません。そこに根拠を求めました。なお、先ほど来申し上げておりますように、それだけでは納税者に迷惑がかかる場合がございますので、一万円以上でも、もよりに日銀の代理店がないとか郵便局がないというときには現金でもよろしい、こういうふうな考えをしております。

○武藤(山)委員 だからこれからは、登録税がたとへば三万円取られる場合に、売りさばき人から一万円のものを買つてはいることはできないわけでしょう。三万円の登録税の場合、現金で納付して三万円の領収証書の添付をしなければならぬわけでしょう。だから、登録税は一万円という限度にしないで、だあつと軒並み上げたのだから、その限度を三万円ぐらいにしたっていいんじゃないや

ないですか、売りさばき人の立場から考えれば。いまの例の四百万も五百万も取られる形は、それは現金納付でしかるべきでしょう。しかし、片方ずつと登録税を上げたのがある程度勘案するならば、売りさばき人が三万円くらいまでを使える限度にしていんじゃないですか。そこに思いやりがちょっと過ぎるんじゃないかと批判が出るんじゃないですか。

○塩崎政府委員 御指摘の今度新規に課税をお願いいたしております免許については、先ほど申し上げましたように、これは現金で納付しなければならぬという各省の声に私どもは従ったわけでございます。そういう意味では新規課税でございます。これは登記所も扱うものではございません。酒の免許ならば、国税庁あるいは税務署でお願いする、これまた専門家でございまして、こんなようなことではございません。弁護士登録は弁護士会が保管していただく、こういうふうなところは、どうしても収入印紙の保管に自信がない。それは、私どもは三万円ということも可能でございます。三万円ということも可能で、私は絶対に私どもの一万円が正しいという意味で言っておるわけではございませんが、収入印紙の最高も一万円ということ、それから登録関係の新しくお願いしておりますものについては、これは印紙納税は不可能であるという各省の声に従いまして、一万円ということをお願いしておるわけでございます。

○武藤(山)委員 それでは一つ聞いておきたいのですが、五百三十軒の売りさばき専門店の年間手数料はどれくらい出しておるのですか。

○浅尾説明員 いまちょっと数字の手持ちがございませんので、調べまして……

○塩崎政府委員 全体の十万軒の売りさばき手数料は私ども存じておりますが、五百三十軒の私どもも持っておりますので、必要ならば、あとで調べて御報告いたしたいと思います。

○武藤(山)委員 言うのは、先ほど五百三十軒くらいに売りさばき店のことは眼中にないような主税局長の答弁であつたからで、五百三十軒の熱心に売っている人にはこれで食つておる人がいるわけだ。ほかの登記所に行つてみると、じいさん、ばあさんが専門に売つておるわけですよ。それだけで食つておるわけだ。そういう人たちの立場というものを、ここで審議する場合には検討する必要がある。したがって、一軒当たり幾らになるか明らかにしてもらわぬと、議論の歯車が合わないですよ。あなたの先ほどの議論を批判しようとしても、その数字を出してもらわないとだめなわけだ。これを採決する前に出してください。出さぬと採決に應じませんよ。あなたのさっきの議論はあまりにもこの人たちの無視している。

○平林委員 いずれにしても、収入印紙だけで生活しているのは五百三十軒だけれども、全国でいえば九万九千八百八十八軒、大なり小なり影響を受ける。いなかへいけばそんなにないかもしれないけれども、都会地におきましては、ある程度影響を受ける。こういうようなことを大蔵省は郵政省とあまり相談しないでやつておるようですが、どうなんですか。ちゃんと相談をして、いや、こういうふうになるという相談をあなた方は受けたのかね。

○浅尾説明員 大蔵省から文書をいただきましたが、私たちの内部でもよく検討して大蔵省に回答を申し上げております。

○塩崎政府委員 先ほど申し上げましたように、私ども郵政省にも十分連絡申し上げ、その与える影響も、私はむしろ収入印紙の売りさばきがふえる——これは増税の結果であるというふうに言われれば別でございますが、影響は少ないというふうな判断でおります。

○平林委員 大蔵省と郵政省との連絡はあつたというお話だけれども、今度は郵政省のほうは、それじゃ、こういう人との何か話し合ひはあつたのですか。あなた方自分の担当するものとして、どういう程度の影響を受けるかというふうなことに

ついて親身になつてものを考えてやりましたか。つまり、私の言わんとするのは、いま大蔵省と郵政省はお話があつたというが、それじゃ、郵政省は、切手の売りさばき人の人たちの生活の問題についてどういふ影響があるかというふうなことは十分意見の交換をして、よろしいというふうになつたのですか。

○浅尾説明員 売捌人協会というのがございまして、その事務局とも話をいたしました大蔵省のほうに返答した、こういう経緯がございまして。

○平林委員 まあ、きょうはそういうことにしておきましょう。しかし私は、国民の一方においてどんなに利便を受ける人があつても、一方で泣く人があるというところは、法律を審議している者として、全般的に見てそこは配慮をしてやるべきところはやらねばならぬという感じを持つておるの、この問題を特に取り上げたわけですね。結局、手数料の問題にかかってくるし、影響があまりないというところになれば、すぐに手を打つ必要はないかもしれないけれども、こういう問題もあるということをお願いしておいてやつてもらいたいということを希望しておきたいのです。

そこで銀行局長、こういうものだけに限らず、国の収納機関として市中銀行その他が日本銀行の代理店をやつて国庫に納める方式は、たばこだとかその他にあるのですが、ほかにもあります。つまり、政府の代理機関として金を預かるというやり方です。いろいろのことは、種類別にいくと、どんなのがあります。

○澄田政府委員 日本銀行の国庫の蔵入事務というものを、金融機関に対して蔵入代理店という形で代理さしてやつております。この制度は、前からそういう制度であるわけですが、非常に広く、あらゆる国庫の蔵入について日本銀行が行なう国庫事務、その代理店という形でございまして、租税収入その他雑収入等の収入について、日本銀行に納めなければならぬという場合には、その蔵入代理店に納めるという形でもって蔵入を収納している、こういうことでございまして。

で、その範囲はほとんどすべての国の蔵入というものに及ぼし得るわけでございまして。

○平林委員 ですから、すべてというけれども、語り尽くせないわけではないでしょう。どういふものがあつて、それは金額がどのくらいになるのでしょうか。

○澄田政府委員 日本銀行が蔵入代理店を通じて収納しているという国庫金、それをすべて集計してみますとちょっとわかりませんが、いづれ、必要でございましたら、数字のほうはその取り調べをいたしますが、この場ではちょっとわかりかねる次第でございまして。

○平林委員 必要でないことなんか私聞いておりはしないのです。みんな必要だから聞いたわけがあります。

私が言わんとすることは、国の蔵入代理店として金融機関がどういふ種目別に、たとえは、たばこではどのくらいだ、収入印紙ではどのくらいだというやつは、やはりはじき出してもらいたいと思うのです。

それで、私の言いたいことは、先ほど主税局長も、そういうものは大体金融機関に滞留することなく、翌々日には日本銀行に繰り入れられる、こういうお話があつたのですけれども、実際はどうなんですか。実際はそういう翌々日というふうになつてやつておるというところは、あなた方、調査をして確認をしておりますか。

関しては、すべて滞留は中一日だけに限る、こういうふうな原則が守られておるもの、かように承知いたしております。

○平林委員 確認をしていられ、承知している、原則はそうだけれども、実際上そういうふうになつてゐるかどうか。私はこのことに關連をして、いま金額をおつしやらないから、これがいかに重要な問題であるかというこの認識は一般にはされないけれども、相当膨大な金額なんですよ。たとえ一日遊んだって、それを動かすことによつて金融機関はかなりのみそがあるわけですよ。これがかりに翌日に振りかえ

るとしても、二日間はそのお金が遊ばれておるわけですね。かりに、確認をしてあるとか、承知してあるとか、原則であるとかしても、こういう機関でお金を融通するということがあるならば、これは国の収入ですよ、それでもつてさらに収益を得るというふうなことで、たとえわずかであつても、やはり社会的な問題として考えなければならぬ問題があるのではないかと。そういう意味から、こうした問題についてちゃんとおるかどうか。たとえば一カ月ぐらゐ遊んでおるなんという

ことがないかどうか。ない、というふうな銀行局長は責任を持つておつしやることができません。

○澄田政府委員 私は、実は先ほどはさうに承知しておるとか、そういうふうな表現で御答弁を申し上げましたが、この点は、日本銀行といたしましては、国庫事務の処理をする上の最も重要な仕事の一つとして、十分日本銀行も責任を持つて国庫金の収納状況というものをそのつどしっかりと確認をいたしておりますので、いまお話のよう

な、非常に滞留が長きにわたる、そういうふうな例は、これは絶対ございません。その点ははっきり申し上げられます。

三日の原則というものは、たとえば、あるいはほかの例とまぎらわしい場合がございますのであれでございますが、国鉄の収入金とかあるいは電電公社の關係の収納金というものは、これは国庫金

でございます。そういうものについては、一週間の程度の滞留というものは、これは収納金の収納をするというその契約が初めからそういうふうな認められてそういうふうなやつておられますが、国庫金の場合には、三日間という原則は厳守されております。

○平林委員 きよはるはこの問題を深く言いませんけれども、いざれ種目別の金額、それから、いま言つたように、滞留期間が三日のものあれば一週間のものもある。そういうふうなものの一覧表を御提出をいただきたいと思つておるのです。それから同時に、私はこの機会に注文をしておきますけれども、いざれ租税の収入でございますから、長きにわたつて金融機関に滞留し、それを運用して益を得るというところがないように、これは厳重に注意をしていくというやり方をとつてもらいたいということを注文しておきます。

○武藤(山)委員 主税局長、銀行へ納付する納付書というものは、全部通しナンバーで国が各銀行へ預けてあるのですか。別にそれはなくて、様式はそれぞれの銀行によつて違ふのですか。

○堀崎政府委員 法律に規定されました様式は、三連式の様式でございます。通し番号ではございません。登記所には備へつけてございます。

○武藤(山)委員 そつとすると、登記所へ行つて、納付用紙をもらつて、書き込んで銀行へ行く。そうすると、一たんは登記所へ行つて、それから銀行へ行かなければならぬわけですね。そして銀行で領収証書ももらつて帰つてくる。たいへん手間だけれども、そういうことになるのじゃないですか。

○堀崎政府委員 金融機関にも備へつけてございます。

○平林委員 それでは、この問題はどの程度にいたしまして、次の問題に移ります。

主税局長にお尋ねいたしますけれども、登録税とは何ですか。

○堀崎政府委員 非常にアカデミックな御質問で、答えるのもむずかしいわけでございますが、私は、国によつて登録されたものに對しまして、特別な支払能力を認めまして、いわば特權稅的な流通税だと考えております。

○平林委員 あつて補正して、修正しなくてもいいですか。支払能力的なものに着目をして、特權的な流通税、この定義で、あつて補正することはないですか。

○堀崎政府委員 だんだん質問されると追加しなければならぬことになるかと思つておるが、しかし、核心的な意味では、私はそこに尽きると思つておる。

○平林委員 今回の登録税で看護婦に三千円の登録税を課することになりましたね。支払能力に着目をして、特權的な流通税として看護婦に三千円ずつかけるわけですね。あなたのおことばどおり、三千円というやつを課することにしたのは、まさしく登録税のたゞだいな性格に基づいて三千円というふうにしたのでないか。

○堀崎政府委員 看護婦を引き合ひに出されますと、その響きは私はちよつと違ふと思つておる。お医者さんと並びまして一つの法律に基づきまして、言ひなれば、法律によつて保証された職業でございまして。試験を受け、一つの資格を持ち、登録された者でなければ看護婦という職業は営めな

い、しかもまた、国はそれに対して種々の費用を出してあります。そういう意味で、私はいま申し上げました定義が——定義の適用の程度は問題でございますけれども、医師と同様に當てはまると私は思つておる。

○平林委員 いま看護婦さんが足りなくて何とか養成しなければならぬというふうなときに、こう三千円ずつ取つていくということは、看護婦養成という政策目的と比べてみまして矛盾はありませんか。

○堀崎政府委員 したがしまして、支払能力があるにいたしまして、いま申されました新しい

情勢、つまり、看護婦の数が足りない、こういう情勢のときには別な政策的見地から登録税を免除することも当然可能でございます。私もそのういつたことを改正案の経過の途中において考へてみました。しかしながら、やはり一つの職業であり、また、それも法律によつて保証された職業であり、長らくこういつた税金を納められておるものでございまして、それを排除いたしますと、別な面からの批判と申しますか、医師も納めてゐるのに看護婦だけがはずされるというふうな御意見も一方に唱へられまして、やはり残しておくのが社会の評価から見ても適當ではないか、こういう強い意見が述べられましたので、私も改正案の経過の途中におきましてはそういう案も考へまして、やはり登録税は納めていただく、こういうふうにしたほうがいいと思つておる。

○平林委員 この一年間、看護婦さんとして登録された人員はどのくらいいますか。

○堀崎政府委員 八千八百八十四人でございます。

○平林委員 これからも国の必要に応じて看護婦さんをごんごん養成していかなければならぬ、この一年間で八千八百八十四人も登録した。これは貴重な財源ですね、三千円ずつ取り上げるにしても、その他の一年間の登録人員を私いろいろ調べていただいたんですけれども、看護婦さんは最高部類に属します。こういうものに對して登録税を課するというのは大蔵省にとつては貴重な財源です。これだけの人間がこれから一年間に登録されるというのは、数としてははかにあまりないですよ。たとえば、一級建築士の三千七百四十名、看護婦さんが八千八百八十四名、お医者さんが三千四十三名、税理士が千三百五十五名、海員というのが一番多くて二万五千五百六十六名。数の上から見ると有力な財源です。お医者さんやその他の税理士は除きまして、その支払能力に着目をして、そうしてその特權的な流通税として課する、しかも、非常に数が多いのが看護婦さん、こ

うものに登録税を課するという考え方が私にはわからないのです。

○塩崎政府委員 私どもは看護婦さんに対する登録税をそんなに財源とは考えておりません。先ほども改正の経過中の案を申し上げましたけれども、やはり法律によって保証された地位に対する一つの対価と申しますか、そういう意味では社会的な評価の問題も起こりますので、残しておいたほうがいいであろうという一般の声にこたえたものでございます。これをもって特に財源と考えているというふうな気持ちはございません。

○平林委員 私が有力な財源でせうと云うのは、皮肉なんですよ。この一年間の登録人員を見ても、総体的に見ますと、最近一年間の登録人員が、いろいろな職業別に見まして四万八千三百五十三人ばかりありますけれども、そのうち一番多いのは海員の二万五千六百名と看護婦の八千八百八十四名です。私は、他の全部の名前を言いませんけれども、支払い能力に着目をしてという意味で比較をいたしますと、結果的には、非常に弱いところに多く税収になるといふような仕組みになっている。計算してみましようか。出るでしよう。計算してみれば、看護婦さんのやつが比較的多い税収になるのですよ、結果的に見て。そうすると、ずいぶんむづかしいことをするじゃないか、看護婦さんのやつを、支払い能力ということで比較するならば、もっとたくさん累進的に取つてもいいものがあるけれども、看護婦さんの三千円というのは、少し高過ぎやしませんかということなんです。

○小沢政府委員 おっしゃることは、一面において私も思っています。そこで、私どもも実は最初の原案のときには、これはひとつ廃止しようというふうにも思つたわけでございます。ところが、看護協会から、やはり考えてみると、四年間ほとんど大学と同じ専門課程を履修りつぱな社会的な地位を与えられているものであるから、ぜひ登録税というものは他との——先ほども局長が言いましたような社会的地位というものを考え

まして、むしろ残してほしいという積極的な要望等もございましたので、なるほどその面から考えますと、登録税の本質にかんがみまして、これはやはり残すべきじゃないか、こういうことで実は踏み切つたわけでございます。

そうして、御承知と思ひますけれども、またほかの方に誤解を与えてもいけませんので申し上げますと、これはいわゆる正看といふんですか、准看は除いて正看だけの方々に對する登録でございますので、やはり看護協会としての地位の維持、社会的地位の保全という見地から見れば、もつともな考え方だと私は思ひまして、私ども、相談の結果、このような原案にいたしましたわけでございます。

○平林委員 私もその話は聞いたのです。有力な強い意見があると言ひけれども、すべての人じゃないと思うのですよ。登録税を高く納めているから社会的地位が上がるなどという考え方は、一部の考え方ですよ。しかも、看護婦さんになられる人は、まだ二十、二十一、おそらく比較的年少ですよ。それは、医師とか弁護士とかあるいは税理士だとかいう年齢に比較をいたしますと、若い層の人たちですよ。そういう人たちは、他の職業から比しますと、国税庁長官おられるけれども、担税能力という点では比較的薄いほうの人たちで、すね。しかも、一年間の登録人員の中では多数を占めている。それに、どういふところの意見を聞いたかわかりませんが、三千円の登録税を課するということは、少し酷に過ぎないか。あなたも最初はこれはやるまいと思つたけれども、そういうことを踏み切つたと、こう言ひけれども、その踏み切り方が間違つて踏み切つていふんじゃないですか。私は、この三千円というのは、千円だつて、この人たちの担税能力を考えれば決して安いというものではないと思うのです。変なふうな踏み切つたのじゃないかと思ひけれども、もう一度政務次官、あなた立つたのだから、お答えいたしたい。

○小沢政府委員 御承知のとおり、以前は千円の登録料でございました。したがつて、やはりこの団体から正式な要望が出ましたゆえんのもの、いろいろ先生のような御議論もありましたけれども、今後看護婦の資質を向上し、さらに社会的な地位を向上せんとする意欲が同協会には全員にのつてきつておることも事実でございます。すので、むしろ、私どもとして、この登録税の本旨から見まして、また他との均衡から見まして、御要望にこたへるべきだといふ判断に立つたわけでございます。御了解をいただきたいと思ひます。

○平林委員 あまり了解はできないのです。私は、登録税の額が千円から三千円まで上がったから、それで看護婦の社会的地位が上がるなどというのではないと思ひます。

自治省、おいでになっていませんか。——お尋ねしますけれども、地方公共団体で行なう人間の登録の中にはいろいろあります。行政書士、衛生検査技師、調理師、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、二級建築士、准看護婦、栄養士、美容師、理容師、クリーニング師、電気工事士、受胎調節実地指導員、まあいろいろたくさんあるわけですよ。そうすると、いまのように千円から三千円に上がるのは社会的地位向上だということになると、これらの人たちは社会的地位向上に立ち上がつて、登録税を取つてくれなんということになりはしませんか。

○塩崎政府委員 自治省の方がおられませんが、私から相談したところに基づきまして御返事申し上げます。

こういった免許税的なものは、シャープ税制以前にはわが国にございました。しかしシャープ税制は所得税中心の税目を地方税におきまして重視した結果、こういったいわゆる雑種税は廃止されたわけでございます。しかしながらそれが、住民税について御批判がありますように、はたしてそういったことがいかに問題でございませう。今回、私どもは国の登録あるいは国の免許を

するものに対しては一つは登録税あるいは免許税をお願いしておるわけでございますが、地方公共団体の行なうものにつきましては、地方公共団体が地方税といたしましてこれに課税するかどうか検討すべきである、こういうふうに考えておりますので、私どもとしては、自治省の今後の検討問題として、地方財政の現状、さらにまた国の登録免許税とのバランスから今後検討されることになっております。

なお、現在でも、税ではございませんが、手数料を相当徴収いたしております。したがって、その手数料の形でいくのがあるが、あるいは租税の形でいくのがあるが、こういった問題を含めまして、今後の地方税における大きな検討問題だ、こういうふうな考えております。

○平林委員 自治省は来てないのですか。——これはやはり重大な問題に発展をすると思ひます。国で行なうものについては、支払い能力に着目をして、特権的な流通税として登録税を課し、新たに課するものもある。しかも値上げをしていくわけですね。お話を聞いてみると、これをやることは、社会的地位を高めることにもなるというふうな意見もあつて、看護婦までかける、こういうことになりまして、今度は社会的地位競争だ。登録税を納めたほうが社会的地位が高まるということになる。そんな考えを起すのは大蔵省の方だろうと思ひます。一般にはあまり税を取られたくないからそういうことには賛成しないにきまつていますけれども、地方公共団体で行なう行政書士、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、美容師からも今後取るようなことになるかもしれない。目下検討中だということになると、やっぱり自治省の意見を聞いておかないといふかぬわけですね。私は自治省を呼んでいふはずですが……。

これは一体どうするのかわからないことは、この登録税をこういったふうな形で新たに課したり、上げたりするということは、地方に与える影響も非常に無視できないということを考えますと、これは

やっぱりもう少し確かめていかなければならぬ点だと思ふのです。

それでは、これはあしたでもあらためて聞くことにいたしましょうか。

○只松委員 関連して。

いまの問題については、前回私もちょっとお尋ねをいたしまして、いわゆる国の機関において審査したり登録したりする、こういう人だけ上がつて、地方の人は上がらない。一級建築士で二万円に上がっている。二級建築士は県庁でやる。これは上がるか上がらぬか、いろいろな面で非常に格差ができる。これは自治省とも話し合つた上です、こういうことが当然だろうと思ふ。いままたまた来まして、その質問で、自治省は来ておりませんし、準備があれば別ですけれども、そのときに私も質問しておりますので、関連して、あすでも自治省を呼び出して、自治省側の態度を明確にお示しただきたいと思ひます。

○平林委員 この問題は少し保留をしておきまして、もう一つ私はお尋ねをしておきたいのですけれども、今度は観光ホテルのようなものが登録税を取られるのです。これは観光ホテルは登録税を取るけれども、観光ホテルという名前がつかないホテルは取らないのです。それからまた、最近ハトヤとか何とかいってテレビでやっているでしょう。そういう観光ホテル、国際観光ホテルに負けないくらい大きなホテルなどがございまして、それは登録税を取らない。こういうようなことは、登録税の性格から見ると一体どういうふうな説明がつくのか、私は非常に疑問に思ふのですが。

○堀崎政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、国が与える登録あるいは免許、この背後に一つの特権的な、あるいは排他的な地位があり、それによって、企業ならば利潤が相当に保証される面もあるかと思ひます。国際観光ホテル整備法によりまして指定されたホテルは、たとえば特別償却の耐用年数の短いものが適用されたり、あるいは固定資産税についての特例があつ

たり、開銀の融資があつたり、こういった国からの種々の特権が与えられるようになっております。そういうことに對します一つの保証と申しますか、対価をこの免許税でいただくものだと私は考えております。

ところが、御指摘のように、普通の旅館ならば何らの登録税、五万円の免許税はないではないか、私もさういふバランスも考えなければならぬと思ひます。しかし、その意味で旅館業は地方公共団体の許可制となつております。地方公共団体は現在三千円ばかりの手数料を取っておりますが、先ほど来申し上げておりますように、先生御指摘のように、登録税ができたこととのバランスにおいて、こういった地方公共団体が与える免許関係についてどういった税を設けるのがいいか、私は今後の研究問題だと思ひます。

○平林委員 いよいよおつかなうなってきた。地方公共団体のいろいろな営業を行なっているものは研究段階とか、大蔵省の主税局からそう言われると、この次はみんな取られるおそれがあるから、いよいよ重要な問題に発展をしていくんじゃないかと思つて、私は非常に心配をするわけでございます。ですから、登録税とは一体何ぞやということをお願いいたしてございまして、これは時間があるから何ですが、これは、一つ一つ聞けばあなたは答弁できなくなつちやうくる法律ですね。

それで聞きますけれども、たとえば弁護士が登録をええしたり、公認会計士が登録を更新したりするときはこれは取らないのです。

○堀崎政府委員 更新登録は、今度は非課税にいたしております。

○平林委員 その理由はどういふことでしょうか。

○堀崎政府委員 いま、大蔵省が研究しておると非常に大きな影響を与える、こういうお話でございします。私も、今後の新規免許に對しまして免許税を支払つていただく、こういう意味でござい

ますので、既存の方々は全くこの新しい税金には関係がない、こういうことになりまして。

したがいまして、登録免許税の一般的な考え方は、新しく地位を取得する、あるいは特権的な許可を受ける、こういった場合の一回限りの流通税だ、こういったように考えていただきたいと思います。

○平林委員 一回限りであるから、一度新規のやつだけであつたらぬということなんでしょうが、そこで私、こうした登録をするということ、は、一つの取り締まり上といふますか、そういうようなものもあるんだという答弁がきつたとあるだろう、こう思つていたのですけれども、そうすると、登録税は何ぞやということにまたさかのぼつてあなたに聞こうと思つてゐるんだけれども、そういう点でも矛盾があるんじゃないかと思ふのです。

専売公社は呼んでいますから、専売公社のほうに聞きます。

今度は専売公社が指定をするときのたばこ小売人も登録税を五千円ずつ取られるということになるわけでございますけれども、これは先ほどお聞きのとおり、たばこ屋さんは担税能力がある——まあ許可で営業許可をされるから、ある意味では特権的かもしれないけれども、担税能力があるという点では、一部の小売り業者を除いてはそれほどの収益をあげている店舗だとは思わないので、この際参考、全国のたばこの小売り店平均の所得といふものを説明してもらいたいと思ひます。

○斎藤説明員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、たばこ屋さんは大小いろいろございまして、四十一年度、これはたばこ屋さんの人数がはつきりわかつておりませんので若干推定が入つておりますが、小売り一人一人当たりの販売高が三百五十万円、これはたばこの定価でございす。これに見合います販売手数料が一人当たり二十六万七千円、この程度になつております。

○平林委員 一年で二十六万七千円ということですね。

○斎藤説明員 さうでございます。

○平林委員 国税庁長官、酒屋さんのほうは大体的に平均収益があるのですか。

○泉政府委員 手元にいま持つておられますので的確に申し上げますと、たばこ小売りより相当多く、大体いたばこ小売り人の平均の所得が二十六万円というふうなお話でございましたが、酒の小売りの場合には平均五十万円をちょっと上回る程度だと思つております。もちろんこれは平均でございまして、都市といふなかではかなり相違がございします。ことに、いなかのほうで販売数量が少ない場合はかなり少ない事例があるかと思ひます。

○平林委員 たばこのほうは大体年平均二十六万円、月にすれば二万円足らず、これも平均で、地方へ行けばもっと少ない売り上げのところもあるわけですし、酒屋さんが五十万円といひましても、国税庁長官が言われるとおりに、地方へ行けばなお少ないものがある。こういうものに對してまた税を取るといふのは、これはまあ一種の国で認可をしてゐるものであるし、支払い能力的に見て特権的な流通税という性格から取るといふことになつて、私質問していくと、だんだんほかのものも取らなかつたかといふやうな感じがいたします。これはほんとうに、こういう零細な営業収益に着目して登録税を取るといふことになると、私、いま地方でやつておるところの営業種目を全部あげてみると、こんな程度の収益じゃないものがある、それらも取らなかつたかといふやうな感じがいたします。議論にお聞きになつたら間違ひなんです。こういうものにこの登録税を課するといふことがおかしいので、こういうことはおやめになつたらどうなんだといふことを私言つておるわけなんです。こういうものに着目して税を取つていくと

いうやり方、そこにどうも大蔵省の姿勢というものがうかがうことができるのでありまして、私は不満なんです。これを追及していくと、ほかのものも取らなきゃおかしいことになってしまふのだけども、私は決してそれを取れと言っているわけじゃないのだ。だけれども、非常にバランスがくずれて不都合なんです。ですから、こういうのは取るのをやめたらどうかと私は言っておるわけなんです。逆説的に言っておるわけです。言えは言うほど矛盾だらけになってきて、私は今回の登録免許税法案で、それほど零細な企業経営のものにまで登録免許税を課していくということは非常に不合理だと言いたいのであります。これは言っていったらみんな取らなかりやうさだということになってしまふのだけれども、そういう誤解をされては困る。大体こういうものから取っていくということが間違いないんです。

それと逆に、今度は物価や何かに与える影響というのは考えられませんか。

○堀崎政府委員 もう平林先生御自身言っておられますように、これはその他にも取るべきものがあるという事は事実でございます。しかし、この免許を受ける事業と申しますか、企業者、これは御案内のように、政府に対して与える費用というものは相当なものがあるわけでございます。免許の申請から始まりまして、その調査、免許下付に至るまでの政府の関係の費用、さらにまた、免許を受けたら、たとえば酒類の密造取り締まりには一億六千五百万円という予算をかけたとして、免許業者が自然に保護されておる、こういったことが経済的にあるわけでございます。したがって、それに対してやはり一つの費用を払っていただく、しかも、無免許販売あるいは無免許製造に対する取り締まりの結果免許業者が得られる所得は、他の全く免許のない自由競争業者の受ける所得よりも、私は、微細に見るならば支払い能力は高い、こういうふうに考えるべきであらうと思っております。これが私どもが今度新しく人的な資格のほかに、行政上の許可、認

可に対しても免許税をいただくというふうに改正をお願いしているゆえんだと思っております。

なお、物価に及ぼす影響でございます。そこで、私が最初流通税と申し上げましたのは、そこをおそらく言われるからだと思います。流通税ということは、御案内のように、どちらに負担がいくかが非常に不明確であるがゆえに流通税と言われております。その点が間接消費税とは違った意味で、間接消費税では、御案内のように、酒税ならば必ず消費者に転嫁される、たばこの専売益金ならばこれは必ずたばこのむ人に転嫁される、そういうことになるのが租税理論の教えるところでございます。流通税は、これはどこに転嫁されるかわからないところに流通税の意味があると思っております。そういう意味では、私は、この引き上げの結果、これがはたして物価騰貴の原因になるというふうなことは、第一に考えられないのでございます。

第二には、いま申し上げましたように、特権的な利益のうちから払われるというふうに考えますと、これは当然企業の利益のうちから負担する、消費者が負担するものでないということになります。しかしながら、全体的にコストとしてだんだん長い期間に償却するならば、費用になる場合もございましょう。そういう意味が第二にあるので、私は転嫁関係は明瞭でないと思っております。

第三に、非常に偶然の場合に課税されます。すべての人が一ぺんに課税されるわけじゃございません。ことに新規の免許に課税される、あるいは増資をした場合にだけ登録税を払うということになります。非常に偶然的なその企業のそのときだけの負担になりますから、商品の価格の競争の激しい今日では、そのときだけ税金が上がったからといって、ほかの企業では払ってないものをコストとして転嫁するの容易ではなからう、こんなような趣旨から見れば、私はこれが物価に及ぼす影響はほとんどなからう、こういうふうに見ておられます。

○平林委員 私は必ずしもそうは見えておらないのです。やはりいまの段階では、矛盾はあります。登録税を課するということになっていきますけれども、この理論が正しいと、これに着目し、これが正当づけられ、法律化されれば、必ず地方公共団体の登録の問題についても、あなたみずから言っているように、研究課題である、拡大をされてくるとおそれるございます。また、私がこれを突っ込んでいくと、みんなこれも取ることを研究しているなどというところで言われるものだから、おっかなくこれ以上質問できないくらい、えらいところに目をつけられたなと、実は感心をするような今回の提案でございます。非常に危険なわまりないものである。しかもそれは、いまお話のように、物価に影響することはないということですが、私はやはり便乗的ないろいろな面のはね返りということは当然あり得ると思う。これは職業別に全部いろいろなものをあげていきますと、それを理由にして新しい動きが起きてこないとも限らない問題が、各業種によつては出てくるわけですね。そういうことを考えますと、はなはだ感心しない法律案である、しかし一面、なかなかいいところに目をつけた大蔵省であるというふうに考

える法律案だと思っております。

いろいろ質問をしてみたいのですけれども、あれはどうだ、これはどうだという、これはいい考えだといつてまた税金を取られることになる、おっかなくなりましてから、この辺で私は質問をやめておきたいと思っております。

○内田委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私は、きわめて簡単に登録免許税法案について二、三の点を質問いたしたいと思いま

す。

まず最初に、この税金の税率は昭和二十三年以

来据え置きになっておるといふことでございます

けれども、あとで申し上げます物価騰上げムード

というものにわれわれは非常に影響が悪いと思っ

ておりますが、いまごろになって急に取り上げら

れた理由は那边にありますか。税調等におきまし

ても、二十八年、三十一年と、答申がすでに二回

も行なわれておりますが、この時期を選んでやら

れる理由をひとつ伺っておきたい。

○堀崎政府委員 税制調査会の答申にもあります

ように、今回登録税、印紙税を最近の経済情勢に

合わせるべく改正を御提案している次第でござい

ますが、印紙税のほうは昭和二十九年に引き上げ

を行ないましたので、登録税のほうだけが二十三

年から今日まで放置された、そういう意味では、

税制を私ども事務的につかさどる者といいたし

まして、若干怠慢のそりを免れないと私は思う

わけでございます。

その理由の第一には、私どもは登録税法には非

常な問題があった、印紙税法のほうは定額税一本

でございますので簡単に二十九年に改正ができた

わけでございますが、登録税法のほうは定率の税

率でもございまして、さらにまた、人的な資格の

ほかに、今回新しく御提案申し上げておりますよ

うに、企業に対する許可とのバランス、こんなよ

うな問題を考えない限り、なかなか登録税法の改

正も手がつかなかった、こういうのが第一の事情

でございます。

第二には、これまで所得税の減税財源といたし

まして比較的増収が当てにできたわけございま

すが、国債発行下の現在におきましては、やは

り税制の中である程度の財源を生み出していく

必要があり、そして所得税の課税最低限を大幅に

引き上げることが望ましい、こういうことになり

ますと、やはり財源あきりといつては恐縮でござ

いますけれども、過去においては放置され、現在の

情勢から見ても不合理なものに直して、そしてまた

その財源を所得税の減税財源に充てる必要があ

る、こういうふうに考えられるのであります。

以上、二つばかりの理由が今回の登録税の改正

の理由でございます。長らく放置したことに対

しましては、私ども事務局として非常に申しわ

けない次第でございますが、理由はそんなところ

にあるかと思ひます。

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十号 昭和四十二年五月三十日

一七

○竹本委員 問題が非常に複雑であり、むずかしいのでひまが要ったという御説明でございますが、先ほど来平林委員もいろいろ追及されておりますように、確かに、こまかく一項ずつそれぞれ当たってみるとたいへんな問題があらうと思ひますが、そういう意味においても、私は、この機会にやられるということは、われわれ国会にある者の考え方からいって、むしろ反対であります。自然増収がなくなつて、減税財源を見つづけるためにもということが大きな理由になつてゐるようでございますが、先ほど御説明があつたかと思ひますけれども、この登録免許税による収入の増加というのは幾らでございますか。

○塩崎政府委員 平年度百九十億円でございす。

○竹本委員 そこで流通税の議論も出まして、どこに、だれが最後に負担するのかなかなかわからないので、物価に対する影響もそれほどではないだろうという主税局長のお考えのようでございますが、私は、この際、印紙税も上がった、登録税も上がったといふことの心理的な影響が非常に悪いのではないかといふ点を心配してゐるわけでございます。そういう意味において、われわれはこの時期の選び方、タイミングが誤つてゐるのじゃないかといふ立場に立つておりますが、これはもう議論になりますので、それに時間がありませんから、きようはこの上道及をいたしません。

○塩崎政府委員 もう税制は所得水準、物価水準に適合するのが当然のことでございます。私どもは昭和二十三年と四十一年度とを比較いたしました。国民所得は四・四倍、消費者物価は二・三倍、賃金水準は公務員が一五・五倍、民間賃金が八・一、こんなふうに見ております。

○竹本委員 ちょっと念のためにもう一度伺ひますが、国民所得の一四・四倍という計算の出し方の根拠をひとつお示しいただきたい。

○塩崎政府委員 これはもう経済企画庁がつくりました国民総生産、それから出ました国民所得、私どもが租税負担率と称してゐるものの国民所得を、昭和二十三年と昭和四十一年とを比較したものでございます。

○竹本委員 この取り方にも議論を持つておりますけれども、きようはやめます。

○塩崎政府委員 今度仮登記について、従来の六十円を変えて、定額税率から千分の一の定率税率にするということでございますが、仮登記が非常に広範に利用されてゐる、あるいは併用されてゐるといふ考えもあるのかもしれません。したが、大体仮登記の利用度といふか、そういうものをどういふふうに見ておりますか。

○塩崎政府委員 仮登記は現在六十円という、きわめていまの貨幣価値から見ると全く税にならないような金額でございます。これを今回千分の一という定率税に直し、さらにまた、仮登記をした者が本登記をいたしますれば、これは千分の一を控除いたします。千分の四十九の取得の登記と登録税と、こういふふうに変更することにいたしました。

○竹本委員 その趣旨は、御案内のように、現在の仮登記は相当登録税の遁脱のために用いられてゐるといふふうな法律学辞典にも堂々とあげられ、さらに不動産業者の宅地建物雑誌にもその点が明瞭に示されておりますので、そういう意味では私どもは税制を適正化する必要がある、ことにまた、六十円という非常に低い税率では手数料も出ないくらいな気持ちでございます。現在仮登記は四十三万六千件ぐらいでございます。売買の所有権の移転登記が二百三十二万四千件ぐらいございまして、現在の利用のしかたは、大体完全に登記法上の要件、法律上の要件が備わつていないときに取得の所有権の順位を保全する意味で利用されておりますが、実は仮登記をしたままで他に売却する、本登記をしないで売却するという事例が相当

多い、それがまた一般の不動産業界の慣行といふふうにも見受けられております。

○竹本委員 先ほどの百九十億円ですかの増収の中で、この仮登記によるものはどのぐらいに見ておられますか。

○塩崎政府委員 私どもの見方では、約二十億円でございす。

○竹本委員 議論は避けて、あと少し伺ひたいと思ひますが、課税範囲を新しくふやしたといふものと考え方は、どういふ基準ですか。

○塩崎政府委員 既存の登録税とのバランスにおきまして、一般建築士といった新しく最近法律によつて保証されてゐるような人的資格の登録税が第一でございます。

第二には、先ほど来平林委員御指摘のように、行政上の許可認可、たとえば銀行の支店の認可あるいは酒類製造販売の許可免許といったものをその範囲に追加いたしましたわけでございます。

○竹本委員 そこで、先ほど来また御議論になりました登録免許税の性格についてちよつと簡単に伺ひをして最後にしたいと思ひますけれども、免許税といふものと登録税といふものは、本来少し考え方が違ふべきものではないかと思ひます。簡単に登録免許税といふふうなしきをかぶせたような形でございすが、その点についての専門的な御意見を少し伺ひたい。

○塩崎政府委員 これまたアカデミックな御質問で、非常にむずかしいわけでございますが、私どもは、非常にとむずかしいわけではございませんが、私どもは、不動産登記登録、これはやはり法律上の非常に効果的のつきりしたものでございす。しかしながら、人的資格の登録、これは不動産登記のようなものではございせんが、しかし、税理士のように、登録しなければ事業の開始はできないといふような意味で、やはり事業の開始、それから得る所得に対しての一つの特権的な地位の付与と考えられる、それからもう一つ行政上の許可、これはおっしゃる通りに、多分に法律上の登録あるいは登記とは違つておりますが、しかし、自由競争が本来使命であるこの社会、しか

もまた、企業の設立あるいは職業の自由が本来であるところのこの社会におきまして、何らか行政上の制限がある場合に、この許可を得ることは、やはり一つの反射的な利益を得ることは、本質的にはこれまで納税をしていただいておりますた弁護士やあるいは税理士の方々の登録とそんなに効果は違ひないと思ひつてゐます。ただ、人的資格のほうは一身分専属的なものでございすが、企業の場合は、一たん免許あるいは許可がございす。企業が存続する以上継続される、さらにまた、企業が売買されるようなときに権利として引き継がれるといふところに効果の違いもございす。本質的な意味におきまして、不動産登記の登録も、さらにまた人的資格の登録、あるいは、いわばこういった地位が法律によつて保証される行政上の許可も、その根拠は法律でございます。その法律によつて保証された特権的な、と申しますと恐縮でございますが、場合によつてはいろいろな例外もございすけれども、大筋から申しまして、特権的な地位、特権的な権利に対する国の保護、これに対する対価が登録免許税だと思ふのでございす。

○竹本委員 外国における税制のあり方から見て一体どういふふうになっておりますか。おもな国の例を。

○塩崎政府委員 こういった税金はシャープ勧告では排斥されるかもしれませんが、現実の税制では各国において行なわれております。

フランスが一番広範な不動産登記の登録に對しまして課税をしておりますし、西ドイツも同様に登記に對します課税はございす。それから弁護士士の免許料については課税がございす。イギリスも同様に蒸留酒の製造免許だとか、あるいは自動車登録などもございすし、アメリカでは、州税ではございすけれども、製造免許あるいは販売免許、さらにまた公認会計士の許可等につきましての登録税がございす。

○竹本委員 最後に一つ、特権的流通税といふことでございますが、大蔵大臣は、最近間接税

を増徴しようというような考え方もお述べになつておりますが、この流通税は将来はむしろ範囲も広げ、率も上げて増収をさらにはかつていくというような、増税の大きな対象にするというようなお考えがありますかどうか。

○塩崎政府委員 これはもうそういったふうな考え方ではできません。旧税は良税といつてはなはだ恐縮でございますが、登録税を現実にいま適用させるというのが大きなねらいでございますし、新しく課税範囲に追加いたしましたのは、旧税の登録税とのバランスで考えたものでございます。したがしまして、売り上げ税といったものに発展するような素地を持つものとは私どもは考えておりません。

○竹本委員 以上で終わります。

○内田委員長 明日は午前十時半より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十九分散会

昭和四十二年六月五日印刷

昭和四十二年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局